

令和3年度 第2回 市川市多様性社会推進協議会

次 第

1. 議 題

- (1) 市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議
事項について
- (2) その他

2. 事務連絡

協議項目1 制度の目的

1-1② 制度の目的（趣旨）

【目的（追加案）】

パートナーシップ制度のみの場合

（案1）

本市は、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会（or 多様性を尊重する社会）を実現するため、パートナーシップ制度を設けるものとする。

（案2）

本市は、全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会（or 多様性を尊重する社会）を実現するため、パートナーシップ制度を設けるものとする。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の場合

（案1）

本市は、全ての人の人権が尊重され、誰もが多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとする。

※上記（案2）は、ファミリーシップ制度を加えた場合でも、使用可能と思われる。

協議項目3 制度のあり方

3-2② 制度の対象者（ファミリーシップ制度）

	明石市	足立区
制度の根拠	明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱	足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
定義	「パートナーシップ・ファミリーシップ」とは、互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。	「同性パートナー」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している性（自認する性を含む。）を同じくする2人の者をいう。 「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、同性パートナーであることを区長に対して宣誓することをいう。この場合において、当該同性パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）があり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該同性パートナーが当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約することを宣誓することを含むものとする。
ファミリーシップ対象者	・届出者の双方又は一方の者と共に暮らしている未成年の子ども	・パートナーの一方（または双方）の子 ・一方または双方と生計を同一にする ・未成年
手続	子に関する届出書に氏名、生年月日、住所を記載	宣誓書に未成年者の氏名を記入
手続に必要な書類	子どもの年齢や同居が確認できる書類	子どもの年齢や生計同一が判る書類
証明書等記載事項	パートナーシップ制度届出受理証明書に子どもの氏名と生年月日を記載	・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書に未成年者氏名と生年月日を記載 ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カードに未成年者氏名を記載

◆ 協議事項

ファミリーシップ制度の導入及び対象者について、ご意見を頂きたい。

協議項目 4 申請要件

4-1 居住地（住所）

【申請時の居住地（住所）要件について】

パターン1

●渋谷区

パートナーシップ証明を受けることができる者は、両当事者が次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ・渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること。

パターン2 - ①

●世田谷区

「双方が区内に住所を有すること」又は「一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること」若しくは「双方とも区内へ転入を予定していること」。

パターン2 - ②

●江戸川区

住所について、次のいずれかに該当すること。

- ・双方が江戸川区内の同一所在地に住所を有していること。
- ・一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が当該住所を自らの住所とすることを予定していること。
- ・双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定していること。

※趣旨は、世田谷区と同様（「住所」でなく「同一所在地の住所」と細かく規定）

パターン3

●千葉市

2人の者いずれも、本市域内に住所を有せず、かつ、本市域内への転入を予定していない場合には、宣誓をすることができない。

※いずれか一方のみの市内在住（予定者を含む）で宣誓可能

●明石市

届出をしようとする者のいずれかが市内に住所を有していること（市内への転入を予定している場合を含む。）。

※趣旨は、千葉市と同様

【参考】

- ・「転入」・・・現在住んでいる自治体から他の自治体に移り住むこと（引越してくること）。
- ・「転入届」・・・新しい住所に住み始めてから 14 日以内に手続
- ・「転出届」・・・予定日の 14 日前から手続が可能

- ・民法第 752 条（同居、協力及び扶助の義務）
「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」

◆ 協議事項

申請時の居住地（住所）の要件について、ご意見を伺いたい。

4-2 その他の要件

要件	内容
年齢	成年であること ※民法の改正により、令和4年4月から、成年年齢は18歳に引き下げられる（民法第4条）
パートナーシップ関係 婚姻関係	パートナーシップを結んでいないこと、婚姻していないこと
近親者	近親者でないこと 民法上（第734条から736条）と同様に近親者でないことを条件としている先行自治体が多い。 ただし ① 養子関係が終了した場合は可能 【自治体】渋谷区、千葉市 等 ② 養子縁組の場合は可能 【自治体】明石市、江戸川区 等
その他	・申請自治体においてパートナーシップ関係の取消しを受けたことがないこと。 ・公序良俗に反しないこと、等の規定もみられる。

【参考】

民法

（近親者間の婚姻の禁止）

第734条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

（直系姻族間の婚姻の禁止）

第735条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(養親子等の間での婚姻の禁止)

第 736 条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第 729 条の規定により親族関係が終了した後でも、婚姻をすることができない。

◆ 協議事項

その他の申請要件の取り扱いについて、ご意見を伺いたい。

協議項目 5 証明書等の交付に関すること

5-1 手続書類

確認内容	手続書類の例
独身であること	「戸籍謄本または抄本」、「独身証明書」
(外国人の場合)	「婚姻要件具備証明書」(独身証明書) に日本語訳を添付
住所	「住民票の写し」
本人確認	「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「在留カード」、等

◆ 協議事項

手続を行う際の提出書類、及び外国籍の方が制度を利用する場合の独身を証明する書類について、ご意見を頂きたい。

5-2 通称使用

◆ 協議事項

通称名の使用を可能とすることによろしいか、ご意見を伺いたい。

また、通称名を使用可能とする場合の戸籍上の氏名表示の要否、及び通称名の確認方法（郵便物等の提示）について、ご意見を伺いたい。

5-3 手続

	メリット	デメリット	自治体
2人で来所	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の合意を確認できる。 ・双方の本人確認ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一方が単身赴任や病気等の場合は手続きが困難である。 	渋谷区、千葉市、江戸川区、港区等
1人の来所で可	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きがしやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の合意を確認することができない。 ・双方の本人確認ができない。 	明石市 (ただし、交付時は2人で来所)
郵送可	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きがしやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の合意を確認することができない。 ・双方の本人確認ができない。 	明石市 (ただし、交付時は2人で来所)

◆ 協議事項

ほとんどの自治体が本人確認等をするため、2人で来所し手続を行うこととしている。

1人で来所し手続をすることを可能とする場合、及び郵送で手続を行うことを可能とする場合でも、交付の際は2人で来所することを必要としており、交付の際に、合意の意思確認や本人確認をしている。

手続について、ご意見を伺いたい。

5-4 証明書等の発行形式

記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 2 人の氏名、生年月日、住所 ・発行日 ・制度の趣旨、証明書・受領証等の説明 ・戸籍上の氏名（通称名の使用の場合）
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・多くは A4 サイズのものが交付されている。 ・携帯用のカードサイズの証明書・受領証等も交付する自治体が増えている。 ・携帯用のカードサイズの証明書受領証等のみを交付する自治体もみられる。

【渋谷区】



【世田谷区】



(カード)



5-5 手数料

手数料	詳細	自治体
無料	宣誓書受領証、宣誓証明書等の発行手数料については無料 ただし、申請に必要な提出書類（添付書類）の発行手数料は自己負担	千葉市、豊島区、港区 等
有料	証明書やカード交付手数料が必要	渋谷区 等 (渋谷区：手数料 300 円)

【参考】

市川市では、婚姻届出を行う際、希望者に婚姻届受理証明書（一通 350 円）を発行している。

◆ 協議事項

手数料について、ご意見を伺いたい。

HOME > 法制執務支援 > 条例の動き > 生活・福祉・教育 > 性の多様性に関する条例

性の多様性に関する条例

(令和3年4月17日更新)

【性の多様性に関する用語】

- 性の多様性に関しては、LGBT、性的少数者、性的指向、性自認、性同一性障害などの用語が使われている。最初に、用語の整理をしておく。
- LGBTとは、Lesbian（レズビアン：女性の同性愛者）、Gay（ゲイ：男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：こころの性とからだの性との不一致）の頭文字を組み合わせた言葉である。
法律及び自治体の条例において、「LGBT」の使用例はない。
- 性的指向とは、英語のSexual Orientationの日本語訳で、どのような性別の人を好きになるかということであり、LGBTのうち、L、B、Gがその類型に入るとされている。また、性自認とは、英語の日本語訳（は、「性同一性」とも訳される）で、自分の性をどのように認識しているかということであり、LGBTのうち、Tがその類型に入るとされている。国連では、平成23年6月に人権理事会が「性的指向及び性自認に関する決議」を採択するなど、性的指向・性自認の概念が使われている。性的指向と性自認のそれぞれの頭文字をとって、SOGIという言葉も使われている。
法律において、「性的指向」や「性自認」の使用例はない。
- 最近自治体が制定する性の多様性に関する条例では、一般的に「性的指向」及び「性自認」が使われている。「性的指向」は平成15年に制定された[小金井市男女平等基本条例](#)などで使用されているが、「性的指向」及び「性自認」を併せて使用した最初の条例は平成25年に制定された[文京区男女平等参画推進条例](#)と[多摩市女と男の平等参画を推進する条例](#)である（なお、文京区条例は「性自認」ではなく「性的自認」と表記している）。また、平成元年10月に制定された大阪府の条例では、条例名にも使用されている（[大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例](#)）。ちなみに、大阪府条例では、「性的指向」を「自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向」と、「性自認」を「自己の性別についての認識」と定義づけている。
- 性的少数者とは、英語Sexual Minorityの日本語訳であり、性的マイノリティなどともいわれる。
一部の自治体の条例では、「性的少数者」や「性的マイノリティ」が使用されている。ちなみに、[渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例](#)は「性的少数者」を「同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者」と、[世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例](#)は「性的マイノリティ」を「性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々」と、[鳴門市男女共同参画推進条例](#)は「セクシュアル・マイノリティ」を「同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者、インターセックス等の性的少数者」と定義づけている。
- 性同一性障害とは、英語のGender Identity Disorderの日本語訳で、医学的な疾患名であり、性自認が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされる。
平成15年に[性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律](#)が制定され、法律用語となっている。法律では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」（2条）と定義されている。
「性同一性障害」を使用する条例は、平成14年に制定された[堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例](#)や平成16年に制定された[八女市男女共同参画のまちづくり条例](#)など、少なくない。
- 以上に関し、法務省HP「[多様な性を考えてみよう！ー性的指向と性自認ー](#)」を参照のこと。また、少し古くなるが、LGBTに関する概念や自治体や法制化の動き等については、中西絵里「[LGBTの現状と課題ー性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動きー](#)」立法と調査 2017. 11 No.394）が詳しい。

【条例の制定状況】

- 性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止することなどを規定している条例として、以下のようなものがある。

東京都文京区	文京区男女平等参画推進条例	平成25年9月27日公布	平成25年11月1日施行
東京都多摩市	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	平成25年9月30日公布	平成26年1月1日施行
東京都台東区	台東区男女平等推進基本条例	平成26年12月17日公布	平成27年4月1日施行
徳島県鳴門市	鳴門市男女共同参画推進条例	平成27年3月24日公布	平成28年1月1日施行
東京都渋谷区	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	平成27年4月1日公布	平成27年4月1日施行 (一部、平成27年10月28日施行)
和歌山県橋本市	橋本市男女共同参画推進条例	平成27年9月25日公布	平成27年10月1日施行

埼玉県戸田市	戸田市男女共同参画推進条例	平成28年9月30日公布	平成28年10月1日施行
鳥取県日野町	日野町男女共同参画推進条例	平成29年3月21日公布	平成29年3月21日施行
東京都武蔵野市	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	平成29年3月22日公布	平成29年4月1日施行
東京都国立市	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	平成29年12月28日公布	平成30年4月1日施行 令和3年4月1日改正施行
東京都世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	平成30年3月6日公布	平成30年4月1日施行
東京都	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	平成29年12月28日公布	平成30年4月1日施行
兵庫県宝塚市	宝塚市男女共同参画推進条例		平成31年3月29日改正施行
奈良県大和郡山市	大和郡山市男女共同参画推進条例	平成30年12月20日公布	平成31年4月1日施行
岩手県北上市	北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例	平成31年3月22日公布	平成31年4月1日施行
岡山県総社市	総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例	平成31年3月22日公布	平成31年4月1日施行
茨城県	茨城県男女行動参画推進条例		平成31年4月1日改正施行
東京都豊島区	豊島区男女共同参画推進条例		平成31年4月1日改正施行
神奈川県横須賀市	横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例		平成31年4月1日改正施行
岡山市	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例		平成31年4月1日改正施行
岩手県盛岡市	盛岡市男女共同参画推進条例	令和元年6月28日公布	令和元年6月28日施行
大阪府	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例	令和元年10月30日公布	令和元年10月30日施行
川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	令和元年12月16日公布	令和元年12月16日施行
茨城県守谷市	守谷市男女共同参画推進条例		令和2年3月26日改正施行
大阪府岬町	岬町男女共同参画推進条例		令和2年3月26日改正施行
東京都港区	港区男女平等参画条例		令和2年4月1日改正施行
東京都狛江市	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例	令和2年3月31日公布	令和2年7月1日施行
三重県いなべ市	いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例	令和2年6月26日公布	令和2年7月1日施行
香川県丸亀市	丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例	令和2年12月21日公布	令和3年1月1日施行
奈良県宇陀市	宇陀市男女共同参画推進条例	令和2年12月25日公布	令和2年12月25日施行
三重県	性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例	令和3年3月23日公布	令和3年4月1日施行
沖縄県浦添市	浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例	令和3年3月23日公布	令和3年10月1日施行
鳥取県	鳥取県人権尊重の社会づくり条例		令和3年4月1日改正施行

【文京区条例と多摩市条例】

- 以上の条例のうち、早い段階で制定されたのが、文京区条例及び多摩市条例である。
- [文京区男女平等参画推進条例](#)は、性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いに関して、「何人も、配偶者からの暴力等、セクシュアル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない」（7条1項）と規定している。

なお、本条例では、「性的指向」及び「性的自認」という用語を使用している一方で、「性的指向」及び「性的自認」の定義規定は置いていないが、これに関しては、「LGBT概念に入らない、例えばXジェンダー、クエスチョン、インターセックスという類型の人たちを排除することにもなるおそれ」を危惧し、LGBT概念は使用せず、「国連でも使われていたSOGI（Sexual OrientationとGender Identity）概念すなわち性的指向・性的自認の用語を用いることとし、禁止規定に位置づけることで、定義付けはあえて行わなかった」（谷口洋幸編著「LGBTをめぐる法と社会」（日本加除出版 2019年）76頁）とされている。

また、「区民及び事業者は、区に対し、区が関与する男女平等参画に関する施策に係る苦情を申し立てることができる」（15条1項）として、苦情申立ての規定を置いている。

なお、現在の文京区のSOGIに関する取組は、文京区HP「[SOGI\(性的指向と性的自認\)](#)」を参照のこと。
- [多摩市女と男の平等参画を推進する条例](#)は、基本理念として「すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性的自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと」（3条1号）及び「すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性的自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を解消されること」（3条2号）を掲げたうえで、性的指向及び性的自認による差別に関して、「市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性的自認による差別を行ってはなりません」（7条1項）とし、また、「市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性的自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように配慮しなければなりません」（8条）と規定している。

なお、「性的指向」を「人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。）をいいます」（2条6号）と、「性的自認」を「自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。）のことをいいます」（2条7号）と、それぞれ定義づけているが、これに関しては、「広く使用されている『性的マイノリティ』（性的少数者）という表現をせずに、『性的指向』、『性的自認』として第2条に定義しました」（多摩市HP「[平成26年1月1日から、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」が施行されました！](#)」）とされている。

また、「市民、事業者及びその他の団体は、市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策又は男女平等参画社会の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、性的指向及び性的自認による差別その他の男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対して、苦情の申し出をすることができます」（21条1項）として、苦情処理の規定を置いている。

【同性パートナーシップ制度を規定している条例】

- 上記条例のうち、同性パートナーシップ制度を規定しているのは、渋谷区、総社市、豊島区、港区、いなべ市及び浦添市の条例である。同性パートナーシップ制度とは、自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップを証明し、または、二人のパートナーシップの宣誓を受け取るなどの制度であるが、令和3年4月1日現在、全国の自治体のうち103団体が導入している（[渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査](#)）とされる。103団体のうち、渋谷区、総社市、豊島区、港区、いなべ市及び国立市が条例を根拠とし、それ以外の団体は規則又は要綱を根拠としている。なお、浦添市は同性パートナーシップ制度を条例で規定しているが、施行は令和3年10月1日としている。
- 全国で初めて同性パートナーシップ制度を導入し、かつ、条例に規定したのは、渋谷区である。

[渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例](#)は、特に、性的少数者の人権の尊重に関する規定（4条）を置き、性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること、性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること、学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること等を理念として掲げている。

そして、「パートナーシップ」を「男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係」（2条8号）と定義づけたうえで、区長は、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明をすることができる（10条1項）とし、パートナーシップ証明制度を設けている。

証明にあたっては任意後見契約に係る公正証書及び共同生活の合意契約に係る公正証書による確認が必要である（10条2項）などの手続きを定めるとともに、区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならないなどの配慮規定（11条）を置いている。

なお、制度の内容は、渋谷区HP「[渋谷区パートナーシップ証明書](#)」を参照のこと。また、条例の内容等は、渋谷区HP「[渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例](#)」を参照のこと。
- [総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例](#)は、パートナーシップの宣誓制度を規定している。

すなわち、「パートナーシップ」を「2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係」（2条4号）と、「宣誓」を「パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うこと」（2条5号）と定義づけたうえで、パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより行い、市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付する（12条）こととしている。

なお、制度の内容は、総社市HP「[総社市パートナーシップ宣誓制度](#)」を参照のこと。
- [豊島区男女共同参画推進条例](#)は、パートナーシップ制度を規定している。

すなわち、「パートナーシップ」を「互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性的自認又は性的指向の2人の者の関係」（2条7号）と定義づけたうえで、区長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところにより、受理証明書を交付することができる（8条の2）とし、事業者は、その社会活動の中で、受理証明書を最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする（8条の3）としている。

なお、制度の内容は、豊島区HP「[豊島区パートナーシップ制度](#)」を参照のこと。
- [港区男女平等参画条例](#)は、みなとマリージュ制度を規定している。

すなわち、区は、「みなとマリージュ制度（性的指向又は性的自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策を推進するための制度）」を設け、制度の利用に関し必要な事項は区規則で定める（9条の2）こととしている。

なお、制度の内容は、港区HP「[みなとマリアージュ制度をスタートします（制度の概要）](#)」を参照のこと。

- [いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例](#)は、パートナーシップの宣誓制度を規定している。

すなわち、「パートナーシップ」を「2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係」（2条3号）と、「宣誓」を「パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うこと」（2条4号）と定義づけたうえで、パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより行い、市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓した2人の者に対して、登録証明書を交付する（12条）こととしている。

なお、制度の内容は、いなべ市HP「[いなべ市パートナーシップ宣誓制度](#)」を参照のこと。

- 国立市は、[国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例](#)を令和3年4月1日改正施行して、パートナーシップ制度を規定した。

すなわち、「パートナーシップ」を「互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し協力し合うことを約した、継続的かつ対等な2者間の関係」（2条10号）と定義づけたうえで、市長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところにより、受理証明書を交付し、事業者等は、その事業活動の中で、市が実施するパートナーシップに係る制度を尊重し、必要な措置を講ずるよう努める等（10条）としている。

なお、制度の内容は、国立市HP「[くにたちパートナーシップ制度](#)」を参照のこと。

- [浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例](#)は、パートナーシップの宣誓証明制度を規定している。

すなわち、「パートナーシップ」を「互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるもの」（2条6号）と定義づけたうえで、市長は、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップ宣誓証明書を交付することができるとし、その申請手続その他必要な事項は、規則で定める（10条）としている。施行日は、令和3年10月1日としている。

- なお、都道府県のうち、茨城県、大阪府及び群馬県が同性パートナーシップ制度を実施している。

茨城県は、[茨城県男女行動参画推進条例](#)を改正し、性的指向や性自認を理由とする差別的な取り扱いを禁止する規定（19条3項）などを設けたが、その後、「[いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱](#)」により、パートナーシップ宣誓制度を令和元年7月1日から実施している。

大阪府は、[大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例](#)を制定したが、同条例7条2項は「府が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする」と規定しており、それを踏まえ、パートナーシップ宣誓証明制度を令和2年1月22日から「大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱」に基づき実施している。

群馬県は、パートナーシップ宣誓制度を令和2年12月21日から「[ぐんまパートナーシップ宣誓制度実施要綱](#)」に基づき実施している。

【アウトティング禁止の規定等を置く条例】

- 本人の意思に反して第三者が性的指向、性自認等を周囲に公表する「アウトティング」を禁止する規定等を置くものとして、国立市、総社市、豊島区、港区、いなべ市、三重県及び浦添市の条例がある。

- [国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例](#)は、基本理念として「性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること」（3条2号）を掲げ、本人の公表の権利を規定したうえで、「何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない」（8条2項）とし、アウトティングを禁止している。

なお、国立市の条例については、自治体法務研究2018年冬号CLOSEUP先進・ユニーク条例「[国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例](#)」を参照のこと。

- [総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例](#)は、「カミングアウト」を「自らが性的マイノリティであることを公表することをいう」（3条3号）と定義づけたうえで、「性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること」及び「カミングアウトを強制し、又は禁止すること」を禁止している（8条2号及び3号）。

- [豊島区男女共同参画推進条例](#)は、「何人も、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止してはならない」（7条5項）とするともに、「何人も、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない」（7条6項）と規定している。

なお、豊島区の条例については、自治体法務研究2020年夏号条例制定の事例CASE STUDY「[豊島区男女共同参画推進条例](#)」を参照のこと。

- [港区男女平等参画条例](#)は、「何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。」（7条3項）と規定している。また、「何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。」（7条4項）と規定し、「性別表現」（外面に表れる性別についての自己表現 2条5号）の自由を保障しているとしている。

- [いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例](#)は、「カミングアウト」を「自らが性的マイノリティであることを公表すること」（2条2号）と定義づけたうえで、「性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること」及び「カミングアウトを強要し、又は禁止すること」を禁止している（8条2号及び3号）。

- [性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例](#)は、「性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、または本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。」（4条）と規定している。都道府県において、条例でアウトティングを禁止する規定を置くのは、三重県条例が初めてとなる。

- [浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例](#)は、「性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること」及び「性的マイノリティであることの公表を強要し、又は禁止すること。」を禁止している（8条2号及び3号）と規定している。

【その他】

- 性の多様性等に対する自治体の役割については、鈴木秀洋「性的マイノリティへの対応と自治体の役割」（自治体法務研究2020年夏号特集「[ダイバーシティの推進と自治体](#)」）を参照されたい。



「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。

このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が生まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。

また、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことは、私たちの願いである。

ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

(基本理念)

第三条 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

(県の責務)

第五条 県は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、それぞれの施策の実施に当たっては、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進するものとする。
- 4 県は、基本理念にのっとり、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第七条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、教育活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、職場環境及び事業活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十条 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の推進に関する県民等の自発的な活動を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

(研修等の実施)

第十二条 県は、県の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うものとする。

2 市町は、市町の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校の教職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

4 事業者は、従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

5 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の研修等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

(教育の推進)

第十三条 県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。

(相談への対応等)

第十四条 県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、関係機関と連携して、適切な対応及び必要な情報提供を行うものとする。

2 学校の設置者は、児童生徒及び教職員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。

3 事業者は、従業員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。

4 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の相談への対応等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

5 県は、第一項の相談窓口等で対応した事例等を蓄積し、相談対応等の充実を図るものとする。

(社会生活及び社会参加における対応)

第十五条 県は、性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮の下に、施策の推進に努めるものとする。

- 一 性的指向及び性自認にかかわらず、児童生徒が安心して学び、及び育つことができる環境づくりに関する事。
- 二 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境づくりに関する事。
- 三 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関する事。

(顕彰)

第十六条 県は、性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定については、社会情勢の変化等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる
三重県づくり条例」の解説

令和3年3月
三 重 県

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる 三重県づくり条例」の解説

※本資料は、各条文の趣旨等の説明及び参考情報を掲載しています。

目 次

(1) 条例の目的・めざす社会	
条例の名称	1
前文	1
(目的) 第一条	2
(定義) 第二条	6
(2) 基本理念(社会実現のための施策のあり方・共通認識)	
(基本理念) 第三条	8
第四条	9
(3) 責務・役割について	
(県の責務) 第五条	14
(市町の役割) 第六条	14
(教育に携わる者の役割) 第七条	15
(県民の役割) 第八条	15
(事業者の役割) 第九条	16
(4) 基本的施策について	
(基本計画) 第十条	17
(広報及び啓発) 第十一条	17
(研修等の実施) 第十二条	18
(教育の推進) 第十三条	19
(相談への対応等) 第十四条	20
(社会生活及び社会参加における対応) 第十五条	21
(顕彰) 第十六条	23
(5) その他	
附則	23

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

(1) 条例の目的・めざす社会

条例の名称

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

性の多様性が理解され、性のあり方にかかわらず、一人ひとりが尊重され、多様な生き方を認め合うことで、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会づくりを三重県全体で進めることを表します。

前文

三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。

このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が生まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。

また、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことは、私たちの願いである。

ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

<趣旨等>

条例の制定目的を明らかにし、条例の全体像を示しています。

私たちの社会は、性別、性的指向及び性自認をはじめ、価値観、生き方など一人ひとり違い、そのさまざまな人々がともに生活をしています。性のあり方については、性的指向が異性愛であり、男女の性別に違和を感じない多くの方々があります。その一方で、例えば同性愛であることや、性同一性障害や生物学的性別と性自認が一致しない性別違和があることなどで、不安や課題を抱えるの方々があります。

性的指向や性自認について他者に明らかにするかどうかは、基本的に本人の自由であるべきものですが、周囲の反応に対する不安などを感じる当事者の方々は、性の多様性への理解が社会の中で浸透することで、生きやすくなり、個性や持てる能力を発揮でき、自分らしく生きていくことができます。

県民一人ひとりが性の多様性について理解し、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、お互いに多様な生き方を認め合うことができるようにするため、学校、職場、地域など社会全体で取り組まなければなりません。

(主な課題)

- 性の多様性についての理解不足による差別、偏見などの解消が必要
(課題例) 差別的な発言、いじめや自殺念慮の要因となる可能性
アウトティング(本人の秘密を、本人の同意もなく他の人に伝えること)
など
- 相談や情報提供などの支援による不安の解消が必要
(課題例) 家族や身近な人に相談できない、情報収集や相談できる場所が必要など
- 職場、学校、地域など暮らしにおける困難の解消が必要
(課題例) 制度、慣行、設備での困難 など

【参考1】

県では、2020年7月にLGBT等県内当事者アンケートを実施しています。

対象：LGBTなど当事者で三重県内に在住、在学、在勤の経験がある方

回答者：46名

方法：県のアンケートシステムを活用し、県内当事者支援団体等に周知の協力をいただき実施

問1	三重県内で、当事者であることで、特に、どのようなことに悩んだり、困ったりしていますか(しましたか)(具体的に自由記述)
問2	三重県内(例えば、学校、職場、家庭、地域など)において、特に具体的にどのようなことに取り組んでほしいですか。(具体的に自由記述)
問3	問2の理由を教えてください。(自由記述)
問4	ご自身の性的指向や性自認について(自由記述、任意)
問5	あなたの年齢(年代)について教えてください。(任意)

アンケートは、県ホームページ 第1回「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例(仮称)検討会議」資料(令和2年8月5日)及び県議会環境生活農林水産常任委員会(令和2年10月7日)資料において公開しています。

【参考2】

東京オリンピックにおけるオリンピック憲章では、性的指向を理由とした差別を受けることなく、権利及び自由が確実に享受されなければならないことが明記されています。

オリンピックの根本原則 (関係箇所) 2020年版

6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

【参考3】

三重県では、2016年に開催された伊勢志摩サミットを機に、これまでの取組をさらに進め、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざし取り組んでいます。東京オリンピック・パラリンピックに続き、2021年に開催を予定している「三重とこわか国体・とこわか大会」は、県全体で、ダイバーシティ※について、考え、行動していく好機です。

※県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる」地域社会(ダイバーシティ社会)の実現をめざしています。

【参考4】

2019年度「人権課題に関する三重県民意識調査」実施(有効回答数 1,146人)

※以下は、関連する設問の抜粋です。

【問】性的指向や性自認に関わるLGBTなどの性的マイノリティの人びとについて、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(あてはまる回答すべてに○をつけてください) 【%】

職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること	46.9
就職・職場で不利な扱いを受けること	40.7
差別的な言動をされること	47.1
アパートなどへの入居を拒否されること	16.1
宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること	12.1
じろじろ見られたり、避けられたりすること	37.4
同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていないこと	46.0
特にない	11.6
わからない	23.7
その他	0.8
無回答	3.1

【参考5】

性的指向や性自認について、包括的な法律はなく、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、唯一の現行法です。

国内では 2004 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の診断と一定の要件を満たすことで、戸籍上の性別を変更できるようになりました。

性同一性障害の診断には、性別違和が持続的にあることを確認するため一定期間において診察を行う必要があり、違和の苦痛から自傷行為を伴うものもあれば、家族や友人、職場等の人間関係の進展において弱まることもあるなどの課題を抱えられる方々もいます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」関係箇所抜粋

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

性同一性障害(GID : Gender Identity Disorder)は、精神医学における診断名ですが、2018年6月にWHO(世界保健機関)において国際的診断基準である「国際疾病分類」の精神疾患から外されました。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

<趣旨等>

条例において基礎的かつ重要な用語を挙げています。

性的指向は、好きになる相手、性的対象が誰であるかという指向をいい、異性愛、同性愛、両性愛、無性愛などさまざまです。

性自認は、アイデンティティ(同一性)としての自己の性別についての認識をいいます。性自認は、出生届(生物学的性別)や戸籍上の性別と異なることもあります。

生物学的性別と性自認が一致しない性別違和があるなどで不安を抱える方もいます。性同一性障害という医療的な診断を受けられている方、性別適合手術を受けられる方、「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」に基づき、戸籍を変更される方もいます。

性的指向や性自認は、本人の意思や趣味の問題ではなく、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられます。一方で、例えば、「成長段階で、性的指向と性自認のいずれの違和感か、子どもが明確に自覚していない場合」や「違和感に強弱がある場合」があるなど、性的指向や性自認は、揺らぐこともあります。

【参考1】文部科学省の通知について

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の中では、以下のことが記載されています。

「性別に関する違和感には強弱があり、成長に伴い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に 15 歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。」

【参考 2】 さまざまなケースがあります。

性的指向について、結婚後にわかるという場合もあります。また、生物学的性別への違和感は成長と共に強くなることもあれば、弱くなることもあります。思春期に強烈な違和感を感じていながらも更に成長すると解消することもあります。

(2) 基本理念（社会実現のための施策のあり方・共通認識）

（基本理念）

第三条 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。

＜趣旨等＞

県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる」地域社会（ダイバーシティ社会）の実現をめざしています。

こうした中、性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられ、自らの意思ではあらがえない悩みや不安を抱えている方々があります。また、他の性別で社会生活を営み、社会的に受容される事を望み、性別適合手術を受けることを選ぶ方々もいます。性のあり方が多様であることへの社会の理解不足による差別や偏見、社会生活上の制約があるなどの問題があります。

性のあり方にかかわらず、個人が尊重され、学習や仕事をはじめさまざまな活動等での社会参加が制限されたり、活躍の機会を失われたりすることなく、一人ひとりが個性や能力を発揮し、いきいきと自分らしく生活できる多様な生き方に寛容な社会を構築する必要があります。

また、自らの意思で生き方を選択できるとともに、社会の一員として、社会づくりにおいて責任を分かち合うことができることも重要です。

上記のことから、性の多様性に関する施策の推進は、性的指向及び性自認にかかわらず、①人権の尊重がなされること ②社会参画の保障と能力発揮の機会の確保 ③多様な生き方が選択できること、のために行われなければならない旨をうたっています。

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

<趣旨等>

本条は、基本理念に位置付け、社会における共通認識となるべき規範として、明示しています。

(1) 不当な差別的取扱いに関して

(ア) 主旨

性のあり方にかかわらず、個人が尊重され、社会生活や社会参加が制限されることなく、一人ひとりが個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できることが重要であり、性のあり方を理由とした差別は決して許されるものではなく、また、そのことが理由で、さまざまな場面で個性や能力を発揮する機会が失われてはなりません。

(イ) 不当な差別的取扱い

性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いとは、就職や待遇など職場等における不当な差別的な取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS 及びインターネット上での差別的表現の書き込みなど、実害につながるものを想定しており、それらを未然に防止することが必要です。

(ウ) 性の多様性の受容

性の多様性の受容のために、さまざまな場面で、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められます。

(エ) 他者の保護との関係

自らの性的指向や性自認を他者から受容されることは、人の生存に関わる場合があり、性の多様性は受容されるべきものですが、他者の保護との関係から課題となる部分、制限される部分もあると考えます。

このような課題等は時代の変遷のなかで、課題そのものが変わっていく可能性もあります。

例えば、公衆浴場の浴室・脱衣室、宿泊施設の共同浴場、トイレなど、関連法

規等に基づき男女に区分した施設の構造を規定している場合、公共の場における女性への配慮を念頭に定められたものであり、個別具体的に判断すべきです。施設ごとの各現行法規で判断していくことが考えられます。

【参考1】

「公衆浴場における衛生等管理要領」のⅡ-第1-3脱衣室の(1)には「男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。」と規定され、また4浴室の(1)には「男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。」と定められています。同様の内容が「旅館業における衛生等管理要領」にも定められています。

(2) 性的指向又は性自認の表明に関して

(ア) 社会の共通認識として

例えば、一般的に恋愛などの告白や、自身の秘密を誰かに相談することは繊細なものです。特に社会の偏見や差別がある中では、性的指向が異性愛でない場合や、生物学的性と性自認とが一致せず性別違和があるなどの当事者の方にとっては、本人の性的指向や性自認を誰かに伝えるかどうかは、極めて切実かつ重要な問題であることを、誰もが認識しておく必要があります。性別適合手術を受け、戸籍変更後の性別で社会生活をおくられている方の中には、出生時の性別を知られたくない方もおられ、性的指向や性自認の表明に関しては、本人の過去の状況も含め、本人の心を傷つけたり、周囲との人間関係を壊したりしないよう、幅広く捉えることが必要となってくるものと考えられます。

本条後段では、カミングアウトの強制(及び禁止)や本人の同意のない暴露(アウトティング)は、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、「してはいけない」ことであることを、社会における共通認識となるべき規範として端的に明示しています。

罰則等を伴うというのではなく、訓示的な規範として端的に明示し、社会の中での共通理解を広げ、そのことを踏まえた対応の事例が、社会の中で積み重ねられていくことで、差別等の未然防止や多様な生き方を認め合う社会づくりにつなげていくということが、基本理念に位置づける意義であると考えています。

(イ) カミングアウト

カミングアウト(本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを表明すること)をするか、しないかは本人の自由意思に委ねられるべきです。

自らの性的指向や生物学的性別への違和の現実を周囲に表明することは、自らの選択で行うべきものです。周囲の者がこれを強制し、また強要すべきものではありません。

(ウ)本人の同意のない暴露(アウティング)

「暴露」とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。本人が公にしていらない秘密にしている内容を、本人の同意なく、他の人に伝えることはしてはいけません。

「正当な理由」というのは、本人に確認するのを待っていては命に関わるような緊急事態や、個人情報保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースなどが想定されます。

「本人の同意をとっていないが、良かれと思って伝えてあげた」というような本人の意思を確認しようとするればできるのに、その行為をせず、勝手に判断して情報を伝えることは、この条例における暴露にあたります。

(エ)相談できる環境

相談やカミングアウトされた側は、どのように対応していくかということについては、当事者本人とよく話し合うことが重要です。

また、伝えられた者が、どうしてもいかわからない場合なども想定されることから、本人の確認や同意がとれれば、その範囲で情報を伝えていいということや、どこへ相談したらいいのか、相談先の周知が必要です。

あわせて、当事者だけでなく、情報を伝えられた者、相談を受けた者も、相談機関等へ相談できる環境づくりを進めることが重要であり、県として相談体制の充実に取り組む必要があります。

性の多様性にかかる課題解決については、個人情報に関わる内容が多く、行政(県、市町)だけでなく、委託の場合は受託団体も、守秘義務を含め、法令遵守が必要です。

(オ)各事例について

いくつかの場面や事例について、以下に記載します。

《例えば、カミングアウトの強制の事例》

カミングアウトの強制については、例えば、カミングアウトを受けた上司が、当事者本人に、「周囲の理解が必要なので、同僚にも言うておくように」など、悪気なく、カミングアウトを強制してしまう例などが想定されます。

《例えば、職務上知り得た情報》

職務上知り得た情報をみだりに漏洩してはならないことは、その内容にかかわらず責任ある立場にある者にとって社会通念上常識であり、職種によっては法で守秘義務が規定されています。

もし、性のあり方に関して役職上これを知ることになり、打ち明けた当事者がこの事の周知を望まない場合は、その意思は尊重されなければならない、本人の同意無しに他者に漏洩することは許される行為ではありません。

本条例の目的を阻害する暴露に当たります。あくまでも表明は本人の自由意思によるものでなければなりません。

公務員、相談機関の相談員は、個人情報について業務上扱うことから、守秘義務があり、個人情報を漏洩することなく適正な対応をすることが必要です。

【参考2】

令和2年6月1日に施行された改正労働施策総合推進法では、職場でのアウティング（本人の同意のない暴露）について、パワーハラスメントにあたることなどが示され、事業主のパワハラ防止対策強化が進められています。（令和4年4月からは全ての事業所で義務化されます。）

また、性的指向・性自認に関するハラスメントを含めたセクハラ等の防止対策強化は、事業所規模を問わず、令和2年6月1日に施行されています。

《学校現場において》

学校現場においては当事者もそうでない子どもたちも、思春期の心の葛藤を伝え、恋愛にまつわる内容を相談し、その事によって人間関係を傷つけなくても良いようにする必要があります。

性的指向や生物学的性別への違和感に関して、安心して相談できる環境を整えるよう努めることが必要です。文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」によれば、『最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること』とされています。

また、同資料によれば、『教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒

やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること』とされています。

相談を受けた教職員は打ち明けられた場合に、相談した者や関係者との人間関係が壊れてしまうことのないよう適切に対処できることが求められます。

【参考3】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」には、以下の記述もあります。

「医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。」

《例えば、性同一性障害のケース》

性同一性障害により性別適合手術を受けた人は、変更した性での生活、社会の受容を求めており、適合手術前の性別を他者に暴露されることを望んでいません。性別適合手術を受けていても戸籍の変更が出来ない場合もあり、性の表明には解決すべき課題があります。

また、性別適合手術を受ける前の過渡期の若年層や最終的に性別適合手術を受けなかった人の性自認に関しては過去のことだとしても、医師などが職務上知り得た情報を漏洩しないことは大前提であり、その他関わりのあった人が本人の同意を得ずに秘密を漏洩することは当事者を傷つけることになってしまいます。

《例えば、恋愛の告白について》

好意を持つ相手に自分の思いを伝えることは、誰にとっても繊細な問題であり、結果によっては、心が傷つくこともあります。同性愛などの当事者においては、相手が異性愛である可能性があり、一層切実な問題であることを理解する必要があります。

他方、一般的に、好意を告げられた側がその思いに応えられない場合、そのことを、過剰に重荷に感じる必要はないものと考えてよく、告げられた秘密を隠し続けるために一人で苦悩することのないよう、相談できる環境づくりが重要となってきます。

(3) 責務・役割について

(県の責務)

第五条 県は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、それぞれの施策の実施に当たっては、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進するものとする。

4 県は、基本理念にのっとり、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。

<趣旨等>

県は、当該条例に掲げる、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策を計画的に実施します。県は実施する各施策においても、性の多様性に関する必要な措置を講じます。

県は、基本的な施策に関して、市町や国の機関（例：法務局、労働局）、相談機関などの関係機関の協力が必要であり、市町や関係機関に協力を求め、連携します。また、国及び市町の施策に協力していきます。県の施策の推進にあたっては、めざす社会に向けて、市町を支援、補完をすることも必要です。

加えて、県は、経済団体、労働団体、教育機関、県民などさまざまな主体と連携し、取り組むことも重要です。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

市町の役割として、実施する施策において、例えば、職員研修、広報・啓発をはじめ、市町の取組状況などの実情に応じて、推進に努めることとします。

（教育に携わる者の役割）

第七条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、教育活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<趣旨等>

教育に携わる者の役割として、研修等を通じて理解を深め、発達段階に応じた児童生徒などへの理解を促すための教育や学校等における体制整備など、それぞれの教育現場に応じた取組に努めることとします。

【参考】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を参照してください。

（県民の役割）

第八条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<趣旨等>

県民の役割として、性の多様性に関する理解を深めること、県の施策への協力をうたいます。例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、職場環境及び事業活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<趣旨等>

事業者の役割として、理解を深めるとともに、公正採用、ハラスメント防止対策、労働安全衛生面など職場環境面や顧客対応において、事業者の実情に応じた、性の多様性に関する理解に基づく行動に努めるとともに、県の施策への協力をうたいます。

(4) 基本的施策について

(基本計画)

第十条 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

<趣旨等>

県は、当該条例に掲げる、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して、三重県男女共同参画基本計画及び実施計画に取組を位置づけ、三重県男女共同参画審議会において、審議し、年一回、施策の実施状況について報告（公表）します。

性の多様性に関する施策については、審議会の中に専門部会を置いて、調査及び審議をします。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の推進に関する県民等の自発的な活動を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

<趣旨等>

県民、事業者等が、その役割を果たすため、県として必要な広報、啓発を行うことを定めます。広報、啓発にあたっては、訴求力のあるもの、わかりやすいものとするなど工夫することも大切です。また、社会の中で、当事者を支援したり当事者とともに活動したりする方々の存在が増えることは、性の多様性を認め合う社会の実現につながっていくものと考えられ、県民等の活動を促すことも重要です。

加えて、当事者や、当事者支援等をする方々との交流やコミュニケーションは、理解を深める機会となり、そのような機会の確保も重要な視点です。

(研修等の実施)

第十二条 県は、県の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うものとする。

2 市町は、市町の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校の教職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

4 事業者は、従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

5 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の研修等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

<趣旨等>

県は行政サービスを行う上で、職員が性の多様性に関する知識を持ち、適切な行動をとれるよう、研修、啓発を行うことを規定します。県では職員ガイドラインの活用などで、職員への周知を図ります。

また、市町、学校、事業者は、その組織内での研修に努めることをうたいます。

基本理念を踏まえ、性の多様性に関する知識を学び、理解を深めていくことが重要です。

組織においては、意思決定をする立場や相談を受ける立場の方、例えば、学校であれば、管理職や担任をはじめとした教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどへの研修が重要と考えられます。また、組織全体で啓発や研修を取り組んでいくためにも、学校であれば教職員、保護者、地域の人々などの声、事業所であれば従業員の声を幅広く聴くということも大切です。

県は、国の関係機関や相談機関、市町と連携して、例えば、研修に活用するガイドラインの作成など、学校、事業者の取組を支援することとします。

【参考】

改正労働施策総合推進法（2020年6月施行）においては、事業主の責務の一つとして「事業主は、優越的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない」と規定され、アウティングはパワハラの一つとして示されています。

厚生労働省の指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号 令和2年6月1日適用時点）」で、「プライバシー保護の観点から、『労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報については、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。』のように機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である。」という旨が示されています。

（教育の推進）

第十三条 県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。

<趣旨等>

県は、市町とも連携し、学校、生涯学習施設などで、性の多様性に関する人権教育の推進を図ります。発達段階に応じた児童生徒などへの教育や、生涯学習の機会を通じて幅広い年代に理解を広げることも重要です。

なお、成長段階にある子どもに対しては特に慎重に指導する必要があります。

教育においては、性的指向や性自認は成長段階によって揺らぐことがあるという認識のもと、成長段階にある児童生徒に対して、専門的な指導も含め、多面的に進めることが必要です。例えば、性自認に関してはさまざまなケースの診断経験のある医師から話を聞くなど、子どもたちに提供する情報には十分な配慮が必要です。

また、多様な性のあり方を知るため、当事者の置かれた状況について、一事例が全てであるとの認識となることのないよう、多くの異なる状況を幅広く理解するということが必要な観点です。性別適合手術の決断や性的指向の表明など、自身の性に関する認識や決断は、人生を大きく左右しうることを踏まえて、成長

の状況を見極めつつ、見守る姿勢も大切です。

【参考】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」には、以下の記述があります。

「医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。」

(相談への対応等)

第十四条 県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、関係機関と連携して、適切な対応及び必要な情報提供を行うものとする

- 2 学校の設置者は、児童生徒及び教職員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。
- 3 事業者は、従業員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。
- 4 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の相談への対応等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。
- 5 県は、第一項の相談窓口等で対応した事例等を蓄積し、相談対応等の充実を図るものとする。

<趣旨等>

県男女共同参画センター「フレンテみえ」における専門電話相談には、当事者のさまざまな不安や困難を抱えられている相談が寄せられています。

また、当事者からの相談だけでなく、学校、職場、家庭、地域などで当事者から相談を受けて対応に苦慮している方からの相談も増加することが考えられます。

直面するさまざまな課題に対して、丁寧な相談、救済や解決につながるよう、適切な相談対応とともに、さまざまな事案に応じて、必要な情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）の紹介などのための関係機関とのネットワー

クを確保します。また、必要な個別対応が適切に行えるように、寄せられた相談の声や対応事例などを蓄積し、相談対応や情報提供の充実や、今後の県の施策に生かし改善を図るとともに、その成果を市町とも共有するなどの体制の整備を図ります。

一方で、当事者同士や当事者の支援者等が交流したり、悩みなどを意見交換したりできるような当事者等の居場所づくりを考えていくことも大事です。

また、学校及び事業者は、児童生徒及び教職員、従業員が、性的指向及び性自認の多様性に関する相談ができるよう、適切な対応に努めることを規定します。

県は、国の関係機関や相談機関、市町と連携して、例えば、相談員研修の実施など、学校、事業者の取組を支援することとします。

(社会生活及び社会参加における対応)

第十五条 県は、性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮の下に、施策の推進に努めるものとする。

- 一 性的指向及び性自認にかかわらず、児童生徒が安心して学び、及び育つことができる環境づくりに関すること。
- 二 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境づくりに関すること。
- 三 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること。

<趣旨等>

性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられ、自らの意思ではあらがえない悩みや課題を抱えている方々がいます。

性のあり方にかかわらず、個人が尊重され、学習や仕事をはじめさまざまな活動等での社会参加が制限されたり、活躍の機会を失われたりすることなく、一人ひとりがいきいきと自分らしく生きられ、また地域で安心して生活できるよう、さまざまな主体と連携して、一人ひとりの多様な生き方を認め合うことができる環境づくりについて、県は努めていくこととします。

国の2020年度人権教育・啓発白書においては、性的指向及び性自認の人権について、「偏見や差別が起きており、場合によっては職場を追われることさえある、社会の中の偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめら

れたりするなどの差別を受けている。」と記載されています。

また、2020年7月に実施した県内当事者アンケートでは、性別欄、制服などの見直し、トイレの設置、あるいは、診療機関の確保、パートナーシップ制度など、ソフト、ハードの両面にかかるさまざまな声がありました。

性のあり方にかかわらず、児童生徒が安心して学び、育つことができるよう、例えば、児童生徒、保護者を対象とした、学校内などでの十分な話し合い、教員等間の連携（チームでの適切な対応）、制服のあり方の見直しなどのソフト面や、学校施設の状況に応じた改修の検討など、環境づくりに努めていくことが考えられます。誰もが安心して働くことができる環境づくりについては、例えば、公正採用への啓発、職場環境の向上に向けた取組促進、事業者内の制度の見直しなどの促進が考えられます。性のあり方にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりについては、例えば、パートナーシップ制度導入などを含めた生活上の課題への対応に加え、地域での共通理解や交流が広がる取組が考えられます。

ここでいう「合理的な配慮」は、実施に伴う負担が過重でない範囲で、必要かつ適切な対応や調整をすることです。当事者一人ひとりが抱える困難や取り巻く状況はそれぞれ異なり、さまざまな課題に直面しています。個別の事案ごとに、現行法制度の中で、実現可能性の程度（物理的、人的制約など）、費用負担の程度、事務・事業規模などを考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していくことが必要です。負担が過重であると判断した場合には、求めに応じて、その理由を説明し、理解を得るよう努めることも重要です。

【参考】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の中では、「学校生活の各場面での支援」として、授業やトイレなど具体的な事例が紹介されています。

(顕彰)

第十六条 県は、性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰することができる。

<趣旨等>

県は、優良団体の顕彰など、各団体の取組の促進を図ります。

(5) その他

附則

1. この条例は、令和3年4月1日から施行する。
2. この条例の規定については、社会情勢の変化等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

令和3年3月

三重県

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(令和3年三重県条例第2号)の趣旨に基づき、性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりとして、パートナーシップにある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が、「性的指向(自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向)が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認(自己の性別についての認識)が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーシップの関係にある二者が、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) パートナーシップの関係にあること。
- (2) 双方がともに民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3) いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がおらず、かつ、相手方以外の者とパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族。民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士。以下同じ。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、県職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出して行うものとする。ただし、自ら記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び県職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出するときに、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第5条 知事は、第4条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「宣誓書受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第3号において県内への転入を予定している場合には、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があつたときに、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓書受領証を交付するものとする。

(パートナーシップ公正証書等受領証の申請及び交付)

第6条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、別表の項目を記載した公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面（以下「公正証書等」という。）を添付のうえ、パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（様式第4号）に必要事項を記入の上、知事に対し、パートナーシップ公正証書等受領証（様式第5号。以下「公正証書等受領証」という。）の交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の申請があつた場合に、内容を確認し、宣誓者の双方に公正証書等受領証を交付する。ただし、第3条第3号において県内への転入を予定している場合には、第4条の提出があつたとき、交付するものとする。
- 3 前2項の規定は、前項の規定により公正証書等受領証の交付を受けた宣誓者が、当該交付を受けた公正証書等受領証に係る書面の内容の変更に伴い、変更後の書面について公正証書等受領証の交付を受けようとする場合に準用する。
- 4 前項の規定により準用する第2項の規定による公正証書等受領証の交付の申請をした宣誓者は、当該公正証書等受領証の交付を受ける際に、既に双方に交付した公正証書等受領証を知事に返還しなければならない。

(通称名の使用)

第7条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、宣誓書、宣誓書受領証及び公正証書等受領証に表示する氏名について、性別違和など知事が特に理由があると認める場合には、戸籍上の氏名に代えて、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができるものとする。ただし、宣誓書、宣誓書受領証及び公正証書等受領証の裏面部分はこの限りでない。

- 2 前項の規定による使用にあたっては、宣誓の際に、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料を提出するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第8条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等の事情により再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。毀損又は汚損により再交付を受けるときは、既に交付した当該宣誓書受領証又は当該公正証書等受領証を添付しなければならない。紛失により再交付を受けるときは、宣誓書の写し、相手方の宣誓書受領証の写し若しくは公正証書等受領証の写し、又は第4条第1項に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

- 2 前項の規定による再交付申請書の提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、宣誓書受領証又は公正証書等受領証を再交付するものとする。
- 4 第1項の規定により紛失のために再交付を受けた者は、紛失した宣誓書受領証又は公正証書等受領証を発見したときは、速やかに発見した受領証を知事に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第9条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者が、住所、氏名その他宣誓した書類の記載事項に変更があった場合(次条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)に変更内容が確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定による提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した宣誓書受領証又は公正証書等受領証を交付するものとする。この場合において、変更前の宣誓書受領証又は公正証書等受領証は回収するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第10条 宣誓書受領証及び公正証書等受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第8号。以下「返還届」という。)に宣誓書受領証又は公正証書等受領証を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県外へ転出したとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

- 2 宣誓者は、前項の規定による提出にあたっては、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 知事は第1項の規定に定める状態に該当すると認めるときは、宣誓書受領証又は公正証書等受領証が返還されたものとみなすことができる。
- 4 知事は第1項の規定により宣誓書受領証又は公正証書等受領証が返還されたとき、又は前項の規定により返還されたとみなしたときは、宣誓書受領証又は公正証書等受領証の交付番号を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第2号に該当する場合は、当該各号の規定に反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条の各号の規定により、宣誓することができない事由が発生したとき。

(事前調整)

第12条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(宣誓書の保存)

第13条 知事は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第14条 県職員は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(県施策の推進にあたっての配慮等)

第15条 県は、施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市町、事業者及び団体との連携協力を努めるものとする。

- 2 県は、パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県環境生活部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

公正証書等の記載項目	必須項目
① 相互の関係の確認及び誓約	※
② 婚姻等の禁止	※
③ 同居、協力及び扶助の義務	※
④ 共同生活費用の分担	
⑤ 日常家事債務に関する責任	※
⑥ 療養看護に関する委任等	※
⑦ 当事者間における財産の帰属	※
⑧ 判断能力低下時の療養看護	※
⑨ 養子縁組	
⑩ 子の教育監護	
⑪ 死後事務の委任等	※
⑫ 死亡による契約の終了	※
⑬ 合意による契約解除	※
⑭ 合意によらない契約解除	※
⑮ 解除の効力	
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	
⑰ 契約解消時の財産分与	※
⑱ 解釈の指針及び協議事項	
⑲ その他必要な事項	

※必須項目の記載内容については、別に示す標準様式に則ること。

様式

パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）

転入予定者受付票（様式第3号）

パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（様式第4号）

パートナーシップ公正証書等受領証（様式第5号）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号）

パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第7号）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）

(表面)

パートナーシップ宣誓書

(あて先) 三重県知事

私たちは、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

宣誓者

宣誓者

ふりがな		
氏名又は 通称名		
住所		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

以下は、県関係での記入欄です。

交付 番号	年 月 日
----------	-------

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは「三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな氏名

ふりがな氏名

通称名

通称名

電話番号

電話番号

Table with 4 columns: 要綱の規定, 確認事項, 回答, and 項目. It contains 7 rows of confirmation items related to partnership registration requirements.

以下は、県関係での記入欄です。

Table with 3 columns: 氏名, 個人番号カード・旅券・運転免許証・その他, and 備考. It contains 2 rows for additional information.

パートナーシップ宣誓書受領証

(表面)

	
三重県パートナーシップ宣誓書受領証	
三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
年 月 日	交付番号
【本人】	【パートナー】
_____ 様	_____ 様
三重県知事	

(裏面)

このカードはお二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを三重県として証するものです。カードの掲示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。なお、法的な効力を有するものではありません。個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。要綱に基づき変更・返還手続きを必ずしてください。問い合わせ先：三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 059-224-3070(代表)

	
※ (_____)	※ (_____)

※通称を使用している場合、戸籍上の氏名

【特記事項】

【緊急連絡先】(この欄の記入は自由です。)

私本人が、急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。

パートナー	本人
連絡先	自筆署名

備考

- 1 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

転入予定者受付票

以下のとおり、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
受付番号	
提出者氏名	氏名 (通称名) 氏名 (通称名)
連絡先	
備 考	

本票に三重県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。提出いただく日時について、あらかじめご連絡ください。※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： _____ 年 月 日

お問い合わせ
 三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課
 男女共同参画班
 電話番号：059-224-2225

■この受付票を提示された皆さまへ

三重県は「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の推進など、県民一人ひとりが尊重され、多様性を認め合う地域社会を目指しています。

三重県では、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果は生じませんが、お二人が人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、県民として安心して暮らせるよう、お互いに支えあい歩まれることを期待するものです。

この受付票は、制度利用者が三重県外に居住していて、三重県内に転入しようとするときに発行しているものです。制度利用者が三重県内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者のみなさまへ提示することがあります。事業者の皆様には、この三重県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。また、三重県パートナーシップ宣誓制度を利用される方の個人情報(性的指向、性自認、本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないでください。

パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ公正証書等受領証の交付を申請します。なお、私たちは、同要綱第3条各号に規定する全ての要件を満たしていることを裏面のとおりに確認しています。

_____年 _____月 _____日

申請者

申請者

ふりがな		
氏名又は通称名		
住所		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

※必須項目の確認のため☑チェックしてください。

公正証書等の記載項目	必須項目	確認欄
① 相互の関係の確認及び誓約	※	<input type="checkbox"/>
② 婚姻等の禁止	※	<input type="checkbox"/>
③ 同居、協力及び扶助の義務	※	<input type="checkbox"/>
④ 共同生活費用の分担		<input type="checkbox"/>
⑤ 日常家事債務に関する責任	※	<input type="checkbox"/>
⑥ 療養看護に関する委任等	※	<input type="checkbox"/>
⑦ 当事者間における財産の帰属	※	<input type="checkbox"/>
⑧ 判断能力低下時の療養看護	※	<input type="checkbox"/>
⑨ 養子縁組		<input type="checkbox"/>
⑩ 子の教育監護		<input type="checkbox"/>
⑪ 死後事務の委任等	※	<input type="checkbox"/>
⑫ 死亡による契約の終了	※	<input type="checkbox"/>
⑬ 合意による契約解除	※	<input type="checkbox"/>
⑭ 合意によらない契約解除	※	<input type="checkbox"/>
⑮ 解除の効力		<input type="checkbox"/>
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等		<input type="checkbox"/>
⑰ 契約解消時の財産分与	※	<input type="checkbox"/>
⑱ 解釈の指針及び協議事項		<input type="checkbox"/>
⑲ その他必要な事項		<input type="checkbox"/>

交付の申請にあたっての確認

私たちは、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ公正証書等受領証の交付を申請します。なお、私たちは、同要綱第3条各号に規定する全ての要件を満たし、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認します。

記入日 年 月 日

ふりがな
氏名 _____
通称名 _____
電話番号 _____

ふりがな
氏名 _____
通称名 _____
電話番号 _____

要綱の規定	確 認 事 項 ※必ずお二人で確認してください。	
	項 目	回 答 (該当するものに□に「レ」を付けてください。)
宣誓書受領証の 交付確認	既に、三重県から「パートナーシップ宣誓書受領証」(第2号様式)の交付を受けていますか。	<input type="checkbox"/> 受けています <u>以下の項目を確認してください</u> <input type="checkbox"/> 受けていません <u>以下の項目は確認不要です</u>
(関係性) 第3条第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約束した関係であること。その一方又は双方が、「性的指向(自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向)が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認(自己の性別についての認識)が出生時の性と異なる者」である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(年齢要件) 第3条第2号	宣誓する当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(居住要件) 第3条第3号	いずれか一方が県内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(独身要件) 第3条第4号	双方に配偶者がいないことおよび宣誓者以外の者とパートナーシップの関係(他の地方公共団体のパートナーシップ制度等を含む)にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(近親者でない) 第3条第5号	双方が、当事者同士が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族。)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(変更・返還 の届出) 第9条 第10条	次の場合、変更届又は返還届(受領証を添付)を提出しなければならない。 ・氏名、住所の変更(変更届) ・パートナーシップ関係の解消(返還届) ・県外への転出(返還届) ・一方が死亡(返還届)	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました

以下は、県関係での記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	



三重県パートナーシップ公正証書等受領証

お二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることに合意した公正証書等について、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき提出され、以下のとおり受領したことを証します。

【本人】

【パートナー】

様

様

公正証書等の記載項目	明記あり	明記なし
① 相互の関係の確認及び誓約	<input checked="" type="checkbox"/>	—
② 婚姻等の禁止	<input checked="" type="checkbox"/>	—
③ 同居、協力及び扶助の義務	<input checked="" type="checkbox"/>	—
④ 共同生活費用の分担	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 日常家事債務に関する責任	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑥ 療養看護に関する委任等	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑦ 当事者間における財産の帰属	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑧ 判断能力低下時の療養看護	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑨ 養子縁組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 子の教育監護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 死後事務の委任等	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑫ 死亡による契約の終了	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑬ 合意による契約解除	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑭ 合意によらない契約解除	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑮ 解除の効力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 契約解消時の財産分与	<input checked="" type="checkbox"/>	—
⑱ 解釈の指針及び協議事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲ その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

年 月 日

三重県知事

(交付番号)

この公正証書等受領証は、お二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることに合意した公正証書等について、三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき提出され、受領したことを証するものです。受領証の掲示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。なお、受領証は、法的な効力を有するものではありません。個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

なお、要綱に基づき変更・返還手続きを必ずしてください。

問い合わせ先：三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 059-224-3070(代表)

※通称名を使用している場合、戸籍上の氏名

	本人	パートナー
ふりがな		
氏名		

宣誓書受領証当初交付日	年	月	日
宣誓書受領証交付番号			
公正証書等受領証交付履歴 (※直近3件)	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)又はパートナーシップ公正証書等受領証(様式第5号)の再交付を受けたいので、申請します。

記入日 年 月 日

申請者		申請者
ふりがな		
氏名又は通称名		
住所		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

再交付を希望する受領証の種類(いずれかにチェックをつけてください。)

<input type="checkbox"/> 宣誓書受領証 (様式第2号)
<input type="checkbox"/> 公正証書等受領証 (様式第5号)

再交付を希望する理由(いずれかにチェックをつけてください。)

<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 汚損
<input type="checkbox"/> その他
()

以下は、県関係での記入欄です。

再交付	年 月 日
番号	

<県関係での記入欄>

毀損又は汚損の場合（いずれか確認）

- 既に交付した当該宣誓書受領証の添付
- 既に交付した当該公正証書等受領証の添付

紛失の場合（いずれか確認）

- 宣誓書の写しの添付
- 相手方の宣誓書受領証の写しの添付
- 相手方の公正証書等受領証の写しの添付
- 第4条第1項に掲げる書類の添付

本人確認

氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	連絡先
氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	連絡先

パートナーシップ宣誓事項変更届

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったので届け出ます。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宣 誓 者		宣 誓 者	
ふりがな			
氏名又は 通称名	(変更前)	(変更前)	
	(変更後)	(変更後)	
住 所	(変更前)	(変更前)	
	(変更後)	(変更後)	
変更理由	※該当する理由の☑チェックしてください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
宣誓書受領 証の番号			

代 筆 者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

以下は、県関係での記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

氏名 (_____)	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 (_____)	備考
氏名 (_____)	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 (_____)	備考

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ公正証書等受領証(様式第5号)を返還します。

記入日 年 月 日

宣誓者

宣誓者

ふりがな		
氏名又は通称名		
住所		
返還理由	※該当する理由の☑チェックしてください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ関係の解消 <input type="checkbox"/> 県外への転出 <input type="checkbox"/> 一方が死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	
宣誓書受領証の番号		

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

以下は、県関係での記入欄です。

交付	年 月 日
番号	

氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	備考
氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	備考

○豊島区男女共同参画推進条例

平成15年3月20日
条例第2号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止(第7条)

第3章 基本的施策等(第8条—第12条)

第4章 豊島区男女共同参画推進会議(第13条—第20条)

第5章 豊島区男女共同参画苦情処理委員(第21条—第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

私たちは、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきた。平成14年2月には、この取組の成果を踏まえ、男女共同参画都市宣言を行った。

これまでの取組により男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、**男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていける社会の実現が求められている。**

私たちのまち豊島区が、本格的な少子高齢化の進展、家族形態の変化などに適切に対応し、文化の風薫る、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、**性別等にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことが大切である。**

ここに、私たちは、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、**性別等に起因する人権侵害を受けることなく、1人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち豊島区をつくることを決意し、この条例を制定する。**

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに豊島区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、**次の各号**に掲げる用語の意義は、それぞれ**当該各号**に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
- (2) 性別等 生物学的な性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)及び性的指向(どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択して活用する能力及び当該メディアを通じて意思疎通する能力をいう。

(7) パートナーシップ 互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。

(8) パートナー パートナーシップにある者の一方からみた相手方をいう。

(平31条例5・一部改正)

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

(1) すべての人が、個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、暴力が根絶されること等人権が尊重されること。

(2) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず、すべての人の社会活動における選択の自由が制約されないこと。

(3) すべての人が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。

(4) すべての人の性と生殖における健康と権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。

(5) すべての人が、社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の責任(以下「家庭責任」という。)を分かち合うとともに、家庭生活及び社会生活における活動を両立することができること。

(6) すべての人が、国籍にかかわらず、その個性と能力を発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことができること。

(7) すべての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。

(8) 幼児教育、学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。

(平31条例5・一部改正)

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、実施するものとする。

2 区は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。

3 区は、男女共同参画施策を実施するに当たっては、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、あらゆる分野の活動において、男女共同参画について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止

(平31条例5・改称)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、性別等による差別的取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントを行ってはならない。

3 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為を行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

5 何人も、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止してはならない。

6 何人も、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(平31条例5・一部改正)

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 区は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策の実施に努めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する調査研究、情報の収集分析並びに区民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (2) 男女共同参画の推進に関する啓発活動等を充実するとともに、学校教育を始めとする生涯にわたる学習支援において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずること。
- (3) 区民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、助言等必要な支援を行うこと。
- (4) すべての人が個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けることがないよう必要な措置を講ずること。
- (5) セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメント及び配偶者、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する暴力的行為の防止を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行うこと。
- (6) 性と生殖に関する健康と権利が尊重され、自己決定による選択ができるよう必要な措置を講ずること。
- (7) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受け、すべての人の社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずること。
- (8) あらゆる分野の活動の意思決定過程において、性別等を理由に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。
- (9) 家庭責任を持つすべての人が家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう必要な措置を講ずること。
- (10) すべての人がメディア・リテラシーを身に付け、向上が図られるよう必要な措置を講ずること。

(平31条例5・一部改正)

(パートナーシップ制度)

第8条の2 区長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところにより、受理証明書を交付することができる。

- 2 [前項](#)の受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出書その他必要な書類を添付した上で、区長に届け出なければならない。
- 3 [前2項](#)に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し必要な事項は、規則で定める。

(平31条例5・追加)

第8条の3 事業者は、その社会活動の中で、[前条第1項](#)に規定する受理証明書を最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平31条例5・追加)

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第9条 区長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について報告を求めることができる。

- 2 区長は、[前項](#)の報告に基づき、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画の推進について適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(行動計画)

第10条 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ、豊島区男女共同参画推進会議の意見を聴かなければならない。

- 2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 3 [前2項](#)の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第11条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを豊島

区男女共同参画推進会議に報告するとともに、区民に公表するものとする。

(拠点施設)

第12条 区長は、豊島区立男女平等推進センターを拠点施設として、男女共同参画施策を実施するとともに、区民及び事業者による男女共同参画の推進の取組を支援するものとする。

2 区長は、[前項](#)の拠点施設の運営に当たっては、区民との連携と協働の下に行うものとする。

第4章 豊島区男女共同参画推進会議

(設置)

第13条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、豊島区男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第14条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 区長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申すること。

(2) 男女共同参画施策の実施状況について、必要に応じ調査審議し、区長に意見を述べること。

(3) 豊島区男女共同参画苦情処理委員の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する苦情等の処理について調査審議し、区長に意見を述べるとともに、当該豊島区男女共同参画苦情処理委員に報告すること。

(組織)

第15条 推進会議は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第18条 推進会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第19条 推進会議は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第20条 推進会議の庶務は、総務部において処理する。

第5章 豊島区男女共同参画苦情処理委員

(設置)

第21条 区民からの[次条第1項第1号](#)に掲げる事項に係る苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)及び[同項第2号](#)に掲げる事項に係る救済の申出(以下「救済の申出」という。)を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、豊島区男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(申出の範囲)

第22条 区民が苦情処理委員に申し出ることができる事項の範囲は、次のとおりとする。

(1) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

(2) 性別等による差別等男女共同参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

2 [前項](#)の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、苦情の申出及び救済の申出を行うことができない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 区議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (4) 苦情の申出又は救済の申出の処理に関する事項
(平31条例5・一部改正)

(所掌事務)

第23条 苦情処理委員は、苦情の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 苦情の申出に係る調査
 - (2) 区の施策に係る是正等の措置の勧告及び改善意見の表明
 - (3) [前号](#)の勧告及び改善意見の内容の公表
- 2 苦情処理委員は、救済の申出について、必要があると認めるときは、関係者の協力を得て、次に掲げる事務を行う。
- (1) 救済の申出に係る調査
 - (2) 関係者に対する、助言、指導及びあっせん
 - (3) 関係者及び関係機関に対する、人権侵害の是正の要請
- 3 苦情処理委員は、苦情の申出及び救済の申出の処理について必要があると認めるときは、当該申出を行った者の同意を得て、推進会議の調査審議を求めることができる。
- 4 [第1項](#)及び[第2項](#)の場合において、苦情処理委員が他の機関において処理することが適当であると認めるときは、当該苦情の申出又は救済の申出を行った者に対して他の機関を紹介することができる。
(定数等)

第24条 苦情処理委員は、3人以内とし、男女共同参画(性の多様性を含む。)の推進に関し優れた人格識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(平31条例5・一部改正)

(兼職等の禁止)

第25条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 苦情処理委員は、区と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。
- 3 [前2項](#)に定めるもののほか、苦情処理委員は、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(委員の任期)

第26条 苦情処理委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、在任期間は、通算して6年を超えることができない。

(庶務)

第27条 苦情処理委員の庶務は、総務部において処理する。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、[第14条](#)([第3号](#)に係る部分に限る。)及び[第5章](#)の規定は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○豊島区男女共同参画推進条例施行規則

平成15年3月31日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区男女共同参画推進条例(平成15年豊島区条例第2号。以下「条例」という。)第8条の2及び第28条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平31規則19・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(平31規則19・追加)

(受理証明書及び受理証明書携帯用カードの交付等)

第3条 区長は、条例第8条の2第2項の規定による届出があったときは、第5条第1項に規定する書類を確認の上、パートナーシップ届受理証明書(別記第1号様式)及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カード(別記第2号様式) (以下「証明書等」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、その届出をしようとする2人の者(以下「届出者」という。)が次条第5号イ又はウの要件に該当する場合は、パートナーシップ届転入予定者受付票(別記第3号様式。以下「受付票」という。)を交付するものとする。

3 区長は、受付票の交付を受けた者(以下「被受付者」という。)が次条第5号アの要件に該当し、第7条に規定する届出があったときは、証明書等を交付する。ただし、区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

4 証明書等の交付を受けた者(以下「被証明者」という。)が当該証明書等を紛失又は毀損等したときは、証明書等再交付申請書(別記第4号様式)により、再交付を申請することができる。ただし、次条に規定する要件を満たさない場合は、この限りでない。

(平31規則19・追加)

(届出者の要件)

第4条 届出者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(2) パートナーシップの関係にあること。

(3) 配偶者及び双方以外のパートナーがいないこと。

(4) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。

(5) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が区内に住所を有していること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。

ウ 双方が区内への転入を予定していること。

(6) 第9条第1項の規定による取消しを受けたことがないこと。

(平31規則19・追加)

(届出の方法)

第5条 条例第8条の2第2項に規定する届出は、パートナーシップ届(別記第5号様式)及びパートナーシップ届出にあたっての確認書(別記第6号様式) (以下「届出書」という。)に、区長が必要と認める書類を添えて、届け出なければならない。

2 届出書は、双方が署名した上で、双方が来所して提出しなければならない。ただし、区長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 届出者は、本人であることを証するために、戸籍法(昭和22年法律第224号)第27条の2第1項に規定する資料を提供しなければならない。

4 前項の規定は、第3条第4項に規定する申請並びに第7条及び第8条第1項の届出について準用する。

(平31規則19・追加)

(通称の使用)

第6条 届出者が前条第1項に規定する届出において、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望し、区長が必要と認める場合は、戸籍上の氏名と併せて、

通称を使用することができる。

(平31規則19・追加)

(届出事項の変更)

第7条 被受付者及び被証明者は、パートナーシップ届に記載した事項に変更があった場合(次条第1項各号に掲げる場合を除く。)は、パートナーシップ届出事項変更届(別記第7号様式)に、区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出なければならない。

(平31規則19・追加)

(証明書等の返還)

第8条 被証明者は、次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ届受理証明書等返還届(別記第8号様式)により、区長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が区外に転出したとき。

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第4条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定による届出(同項第3号による場合を除く。)をした者は、速やかに証明書等を区長に返還しなければならない。

(平31規則19・追加)

(受理証明の取消し等)

第9条 区長は、被証明者が虚偽その他の不正な方法により証明書等の交付(再交付を含む。)を受けたとき又は証明書等を不正に使用したときは、その証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに当該証明書等を区長に返還しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により証明を取り消したときは、特定の個人の識別が可能な情報を除き、その旨を公表するものとする。

(平31規則19・追加)

(苦情処理委員)

第10条 条例第21条の豊島区男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)は、それぞれ独立してその職務を行なう。

2 前項の規定にかかわらず、苦情処理委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行なう。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他苦情処理委員が合議により処理することが適当であると判断する事項に関すること。

3 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解職することができる。

(平31規則19・旧第2条繰下)

(専門調査員)

第11条 苦情処理委員の職務を補助させるため、男女共同参画苦情処理専門調査員(以下「専門調査員」という。)を置く。

2 専門調査員は、2人以内とし、区長が委嘱する。

3 条例第25条並びに前条第3項及び第4項の規定は、専門調査員について準用する。

(平31規則19・旧第3条繰下)

(申出の方法)

第12条 条例第21条の苦情の申出又は救済の申出(以下「申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面により苦情処理委員に対し行うものとする。ただし、書面によることができない場合は、口頭により行うことができる。

(1) 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並び

に事務所の所在地)並びに電話番号

- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出に係る人権の侵害のあった日(条例第21条に規定する救済の申出(以下「救済の申出」という。))の場合に限る。)
- (5) 申出の年月日
(平31規則19・旧第4条繰下)

(調査開始の通知等)

第13条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を申出に係る区の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、救済の申出において、苦情処理委員が相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査の開始後に通知することができる。

- 2 苦情処理委員は、申出について調査をしない場合は、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
(平31規則19・旧第5条繰下)

(調査の実施)

第14条 苦情処理委員は、[条例第23条第1項第1号](#)の規定により、区の機関に対し説明を求め、又はその保有する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求めるときは、書面により依頼するものとする。

- 2 苦情処理委員は、[条例第23条第2項第1号](#)の規定により、関係者に対し資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。
(平31規則19・旧第6条繰下)

(調査結果等の通知)

第15条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに、当該申出をした者に対し書面により通知するものとする。この場合において、[条例第23条第1項第2号](#)の勧告若しくは改善意見の表明又は[同条第2項第2号](#)の助言、指導若しくはあつせん若しくは[同項第3号](#)の是正の要請を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、[条例第23条第1項第2号](#)の勧告若しくは改善意見の表明又は[同条第2項第2号](#)の助言、指導若しくはあつせん若しくは[同項第3号](#)の是正の要請を行わないときは、その結果を、速やかに、[第5条第1項](#)の規定により調査の開始の通知をした区の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。
(平31規則19・旧第7条繰下)

(勧告又は改善意見の表明)

第16条 [条例第23条第1項第2号](#)の勧告又は改善意見の表明は、書面により行うものとする。
(平31規則19・旧第8条繰下)

(助言又は是正の要請)

第17条 苦情処理委員は、[条例第23条第2項第2号](#)の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

- 2 [条例第23条第2項第3号](#)の是正の要請は、書面により行うものとする。
(平31規則19・旧第9条繰下)

(推進会議への調査審議の要求)

第18条 苦情処理委員は、[条例第23条第3項](#)の規定により豊島区男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)に調査審議を要求するときは、申出者の同意を得た上、書面により行うものとする。

(平31規則19・旧第10条繰下)

(年次報告等)

第19条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況について、申出者等のプライバシーに配慮の上、報告書を作成し、区長に提出するとともに、公表するものとする。

(平31規則19・旧第11条繰下)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。
(平31規則19・追加)

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日規則第19号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条第1項関係)

(平31規則19・追加)

略

別記第2号様式(第3条第1項関係)

(平31規則19・追加)

略

別記第3号様式(第3条第2項関係)

(平31規則19・追加)

略

別記第4号様式(第3条第4項関係)

(平31規則19・追加)

略

別記第5号様式(第5条第1項関係)

(平31規則19・追加)

略

別記第6号様式(第5条第1項関係)

(平31規則19・追加)

略

別記第7号様式(第7条関係)

(平31規則19・追加)

略

別記第8号様式(第8条第1項関係)

(平31規則19・追加)

略

豊島区パートナーシップ制度 利用の手引き



目次

1. 豊島区パートナーシップ制度を利用することができる方 … P.1
2. 交付までの流れ … P.2
3. 届出に必要なもの … P.3
4. 交付書類 … P.5
5. 受理証明書および携帯用カードの再交付について … P.6
6. 届出事項に変更があった場合について … P.7
7. 受理証明書等の返還について … P.8
8. 再交付申請、届出事項変更届、
受理証明書等返還届における必要書類 … P.9
9. 届出受理の取消について … P.10
10. Q & A … P.11



豊島区パートナーシップ制度とは

パートナーシップの届出に対し、一方又は双方が多様な性自認・性的指向（※）の2人が、互いを人生の伴侶とし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係にあることを区長が確認の上、パートナーシップ届を受理したことを証明するためのパートナーシップ届受理証明書を交付する制度です。

（※）一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼称されることが多い当事者について、豊島区では「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現しています。

問い合わせ先

豊島区総務部男女平等推進センター(エポック 10)

豊島区西池袋 2-37-4

としま産業振興プラザ 3 階

TEL:03-5952-9501 / FAX:03-5391-1015 / Eメール:A0011400@city.toshima.lg.jp

ホームページ URL:<http://www.city.toshima.lg.jp/049/1903121050.html>

当制度に関する受付:平日 9 時～ 17 時(毎月最終月曜日は休館のため除く)

1

豊島区パートナーシップ制度を利用できる方

パートナーシップ制度を利用できる方は、以下の項目をすべて満たしている方となります。



- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認・性的指向（※）の2人であること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び双方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 互いに近親者でないこと。
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと。)
- (5) 下記のいずれかの住所要件を満たしていること。
 - ・双方が豊島区内に住所を有していること。
 - ・一方が豊島区内に住所を有し、かつ、他の一方が豊島区内への転入を予定していること。
 - ・双方が豊島区内への転入を予定していること。
- (6) 豊島区パートナーシップ届受理証明における取消しを受けたことがないこと。



(※) 「多様な性自認・性的指向」とは？

一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼称されることが多い当事者について、豊島区では「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現しています。

2

交付までの流れ

※事前予約、届出、交付等各手続きにおける受付は、原則、平日 9 時～ 17 時となります。
土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。

要件・届出書類確認

対象者の要件と届出に必要な書類をご確認ください。

⇒対象者の要件は 1 ページ参照
⇒届出時の必要書類は 3 ページ参照

届出日の決定（事前予約）

届け出ていただく日時を決め、届出当日の必要書類を確認します。
男女平等推進センターまでお電話ください。お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。

届出



双方が豊島区に 在住している場合

事前予約をした届出日に、必要書類をお持ちの上、**お二人**で男女平等推進センターに来所してください。
届出時に本人確認を行い、受理証明書等の交付手続きを行います。（届出から交付までの時間：約 20 分）

一方又は双方が豊島区に 転入予定の場合

事前予約をした届出日に、必要書類をお持ちの上、**お二人**で男女平等推進センターに来所してください。届出時に本人確認を行い、転入予定者受付票を発行します。※転入予定者受付票発行から 3 か月以内に豊島区在住を証する住民票をご提出ください。

3 か月以内

豊島区へ転入

交付日の決定（事前予約）

転入後の住民票を提出いただく日時を決めます。

住民票の提出・交付

事前予約をした交付日に、届出者本人（お一人でも可）が男女平等推進センターに来所してください。届出時に交付した転入予定者受付票及びパートナーシップ届出事項変更届に豊島区在住を証する住民票を添えて届け出てください。本人確認を行い、パートナーシップ受理証明書等を交付します。

届出日 当日交付

～20 分程度
お待ちください～

交付

3

届出に必要なもの

パートナーシップ届出時、パートナーシップ届受理証明書等交付時の必要書類については下の表のとおりです。

	双方が豊島区に在住している場合	一方又は双方が豊島区に転入予定の場合
届出時	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届出にあたっての確認書 (※1) <input type="checkbox"/> 住民票抄本 (各 1 通) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (各 1 通) (※2) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (各 1 通)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届出にあたっての確認書 (※1) <input type="checkbox"/> 住民票抄本 (区内在住者のみ) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (各 1 通) (※2) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (各 1 通)
交付時	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届出事項変更届 (※1、※3) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届転入予定者受付票 <input type="checkbox"/> 住民票抄本 (転入)

(※1) 男女平等推進センターの窓口で配付しています。また豊島区ホームページからもダウンロードできます。

(※2) 外国籍の方はご相談ください。

(※3) パートナーシップ届出事項変更届は、届出以後、住所・氏名等が変更となった場合に届け出ていただく必要があります。豊島区へ転入された方は、豊島区在住を証する住民票を添えて届け出てください。

<住民票抄本について>

同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載された住民票 1 通をお持ちください。

<本人確認について>

本人確認に必要な書類については 4 ページをご覧ください。



【本人確認の具体的な証明の例】

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • マイナンバーカード • 写真付き住民基本台帳カード （住所地の市区町村で発行） • 旅券（パスポート） • 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 • 海技免状 • 小型船舶操縦免許証 • 電気工事士免状 • 宅地建物取引主任者証 • 教習資格認定証 • 船員手帳 • 戦傷病者手帳 • 身体障害者手帳 • 療育手帳 • 在留カード又は特別永住者証明書 	<ul style="list-style-type: none"> • 写真の貼付のない住民基本台帳カード • 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 • 共済組合員証 • 国民年金手帳 • 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 • 共済年金又は恩給の証書 • 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 • 学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの（※） • 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（※） <p style="color: red;">（※）の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。</p>

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました」（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>）

【通称名の使用を希望される方へ】

◆受理証明書等への通称名の使用について◆

性別不平等、区長が特に必要があると認める場合は、受理証明書、携帯用カードに通称名を使用することができます。通称名の使用にあたり確認を行います。

※通称名を使用した場合、受理証明書や携帯用カードの裏面等に戸籍上の氏名を記載します。

◆通称名の確認方法◆

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を、パートナーシップ届出の際にお持ちください。

※通称名の使用にあたり、必要な書類の詳細についてはお問い合わせください。

パートナーシップ届が受理された場合、下記の2つの書類を交付します。

(1) パートナーシップ届受理証明書

パートナーシップ届が受理されたことを証明するものです。

デザインは2種類あり、届出時にどちらのデザインにするかお選びいただけます。
お二人に1部交付します。

(2) パートナーシップ届受理証明書携帯用カード

パートナーシップ届が受理されたことを証明する携帯用カードです。
希望する場合は、お二人に1部ずつ交付します。

受理証明書①

受理証明書②

携帯用カード

↑こちらのデザインは3種類の色の
パターンからお選びいただけます

5

受理証明書および携帯用カードの再交付について

次の場合、所定の申請手続きを行うことによって、パートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを再交付します。

- (1) 紛失、毀損他、特別な事情があると認められるとき。
- (2) パートナーシップ届出時に携帯用カードの交付を希望しなかったが、後日交付を希望するとき。

※ 上記(1)において、毀損により再交付申請を行う場合、毀損したパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カード(パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。)を返還していただきます。

⇒再交付申請時の必要書類は 9 ページをご覧ください。

- 再交付手続き -

※各手続きにおける受付は、原則、平日 9 時～ 17 時となります。
土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。

届出日の決定(事前予約)

再交付申請いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。
男女平等推進センターにお電話ください。お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。



再交付申請

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、届出者本人(お一人でも可)が男女平等推進センターに来所してください。申請時に本人確認を行います。



申請内容確認

20 分程度

再交付



6 届出事項に変更があった場合について

次の場合は、パートナーシップ届出事項変更届を提出してください。また、パートナーシップ届受理証明書とパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を提示してください。

- (1) 届出を行った住所に変更があったとき。
- (2) 氏名・通称名が変わったとき。
- (3) 届出時に通称名の使用を希望しなかった者が、通称名の使用を希望するとき。

※ 上記(2)及び(3)において、氏名・通称名の変更等を行う場合、変更前のパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を返還していただきます。20分程度お待ちいただければ、届出事項変更手続き当日に変更後のパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（再交付時に交付を希望した場合のみ。）を再発行します。

⇒届出事項変更届時の必要書類は9ページをご覧ください。

- 届出事項変更手続きの流れ -

※各手続きにおける受付は、原則、平日9時～17時となります。
土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。

届出日の決定（事前予約）

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。
男女平等推進センターにお電話ください。お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。



届出事項変更の届出

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、届出者本人（お一人でも可）が

男女平等推進センターに来所してください。届出時に本人確認を行います。

※上記(2)及び(3)の場合は、20分程度お待ちいただければ、届出事項変更手続き当日に変更後のパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを再発行します。

7

受理証明書等の返還について

次の場合は、パートナーシップ届受理証明書等返還届にパートナーシップ届受理証明書とパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を添えて返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が区外へ転出したとき。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) その他、区が規定する要件を満たさなくなったとき。

※受理証明書等返還の届出は、届出者本人であればお一人でも手続きは可能ですが、届出があった場合、当事者の双方に「証明書等の返還受理のお知らせ」を交付します。原則、手渡しとなりますが、来所されなかった方については郵送いたします。（届出者のうち、**どちらかお一人のみが来所される場合、必ずもう一人の住所を把握**しておいてください。）

※上記（3）における一方が死亡したときの届出の場合、パートナーシップ届受理証明書とパートナーシップ届受理証明書携帯用カードの返還は任意ですが、届出の際はお持ちください。

※パートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを返還できない場合については事前にご連絡ください。また、パートナーシップ届受理証明書等返還届の届出があった場合、返還届出日以後は、再交付申請によりパートナーシップ受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを再発行することはできません。

⇒返還届出時の必要書類は9ページをご覧ください。

- 返還手続きの流れ -

※各手続きにおける受付は、原則、平日9時～17時となります。
土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。

日程調整（事前予約）

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。
男女平等推進センターにお電話ください。お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。



受理証明書等返還の届出

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、届出者本人（お一人でも可）が
男女平等推進センターに来所してください。

※届出者のうち、**どちらかお一人のみが来所される場合、必ずもう一人の住所を把握**しておいてください。

8

再交付申請、届出事項変更届、 受理証明書等返還届における必要書類

再交付申請、届出事項変更届、受理証明書等返還届に必要な書類は下記のとおりです。

	必要書類
再交付申請時 (受理証明書および携帯用カードの再交付を希望する場合)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書【1部】 (※2) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書携帯用カード【2枚】 (※2、※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類
届出事項変更届出時 (届け出た事項が変更になった場合)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届出事項変更届 (※1) <input type="checkbox"/> 変更した事実等がわかる書類 (住民票の写し※3か月以内に発行されたもの、通称名を使用していることがわかる書類等) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書【1部】 <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書携帯用カード【2枚】 (※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類
受理証明書等返還届出時 (※4) (証明書等を返還する場合)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書等返還届 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書【1部】 <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書携帯用カード【2枚】 (※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類

(※1) 男女平等推進センターの窓口で配付しています。また豊島区ホームページからもダウンロードできます。

(※2) 毀損により再交付申請を行う場合、現在所有しているパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを返還してください。

(※3) パートナーシップ届出時に、パートナーシップ届受理証明書携帯用カードの交付を希望した場合はお持ちください。

(※4) 受理証明書等返還の届出は、届出者本人であればお一人でも手続きは可能ですが、届出があった場合、当事者の双方に「証明書等の返還受理のお知らせ」を交付します。原則、手渡しとなりますが、来所されなかった方については郵送いたします。(届出者のうち、**どちらかお一人のみが来所される場合、必ずもう一人の住所を把握**しておいてください。)

<本人確認について>

本人確認に必要な書類については 4 ページをご覧ください。

9

届出受理の取消について

次の場合は、パートナーシップ届受理証明取消通知にて受理を取り消し、取り消しを行った事実について区ホームページ等で受理番号を公表します。受理を取り消された場合、パートナーシップ受理証明書およびパートナーシップ受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）は、男女平等推進センター窓口に戻してください。

- （１）虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ届受理証明書等の交付を受けたとき。
- （２）パートナーシップ届受理証明書等を不正に使用したとき。

※不正使用には、改ざん等も含まれます。

Q 1：パートナーシップ制度の利用に費用はかかりますか。

A 1：制度の利用やパートナーシップ届受理証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 2：パートナーシップ制度の利用に際して、通称名は使用できますか。

A 2：使用できます。詳しくは 4 ページをご覧ください。

Q 3：プライバシーは守られますか。

A 3：各種手続きの際は必ず事前予約をしていただき、個室をご用意します。また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることを徹底します。区職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q 4：「多様な性自認・性的指向の人々」とはどのような人を指しますか。

A 4：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー等、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人々のことをいいます。一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼称されることが多いですが、豊島区では「多様な性自認・性的指向の人々」という言葉を用いて表現しています。

Q 5：豊島区に住んでいなくてもパートナーシップ届を提出することはできますか。

A 5：3ヶ月以内に転入予定であれば届出可能です。ただし条件がありますので、詳しい手続き方法と合わせて 2 ページをご覧ください。

Q 6：必要書類を郵送して、パートナーシップ届受理証明書を郵送してもらうことはできますか。

A 6：郵送での手続きは行っておりません。各種手続きの際は事前予約をしていただき、男女平等推進センターにお越しください。

Q 7：パートナーシップ届受理証明書はすぐもらえますか。

A 7：提出書類の確認や交付書類の準備等で 20 分程お時間をいただきますが、届出日当日にパートナーシップ届受理証明書の交付まで行うことができます。

Q 8：豊島区外に転出するときはどうすればいいですか。

A 8：返還届を提出するとともに、パートナーシップ届受理証明書と携帯用カードを返還する必要があります。詳しい手続き方法は 8 ページをご覧ください。

Q 9：パートナーシップ関係を解消するときはどうすればいいですか。

A 9：返還届を提出するとともに、パートナーシップ届受理証明書と携帯用カードを返還する必要があります。詳しい手続き方法は 8 ページをご覧ください。

Q 10：パートナーシップ届受理証明書や携帯用カードは再発行できますか。

A 10：紛失、毀損他、特別な事情があると認められる場合に再発行が可能です。詳しい手続き方法は 6 ページをご覧ください。

豊島区パートナーシップ制度利用の手引き

2019年4月 作成

2021年1月 改訂

豊島区総務部男女平等推進センター(エポック 10)

浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例

本市は、まちづくりの基本理念に人間尊重・自立・平和を掲げ、すべての市民が太陽（ティーンダ）のようにいきいきと輝くまちづくりを目指している。私たちは、輝かしい歴史を誇り、新しい希望に満ちた“てだこの都市・浦添”の市民として平和で豊かな社会を実現しなければならない。

そのひとつとして本市では、性の多様性の尊重について理解の促進を図るため「レインボー都市うらそえ宣言」を行った。人には多様な性の形があり、誰もが自分らしく生きていく権利がある。自分自身の性の形とともに、自分とは違う多様な性の形があることを理解し、互いに尊重することで、偏見及び差別的取扱いがなく、人権が守られた平和で豊かな社会へとつながっていく。

よって、ここに、性の多様性を尊重する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性の多様性を尊重する社会 人には多様な性の形があるということに対し理解があり、偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- (3) 性的指向 人の性的関心(恋愛又は性的欲求)がどのような対象に向かうか(向かわない場合を含む。)を表す概念をいう。
- (4) 性別等 生物学的な性、性自認、性的指向及び性別表現(服装、仕草及び言葉遣い等で表現する性別)をいう。
- (5) 性的マイノリティ 性別等が多数者と異なる者をいう。
- (6) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為等をいう。

(8) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

(9) 市民等 市内に住所を有する者、市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。

(10) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 性別等による社会的な偏見及び差別的取扱いをなくし、多様な性の形があることが理解され尊重されること。

(2) 誰もが性別等による社会的な偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。

(3) あらゆる教育の場において、性の多様性の尊重について理解を深めるための取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働し、前項の施策に取り組むものとする。

3 市は、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

4 市は、国際社会及び国内における性の多様性の尊重に関する取組について、情報収集を行い、地域の実情に鑑み、本市の施策に取り入れるよう努めるものとする。

5 市は、性別等による一切の差別を行ってはならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性の尊重について理解を深めこれを実現するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性の尊重について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

(教育の役割)

第7条 あらゆる教育に関わる者は、教育の場において、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別等による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又はハラスメントを行うこと。

(2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。

(3) 性的マイノリティであることの公表を強要し、又は禁止すること。

(4) ドメスティック・バイオレンス等を行うこと。

(性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画)

第9条 市は、性の多様性を尊重する社会を実現する施策を総合的かつ計画的に推進するために、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。この場合において、行動計画は、浦添市男女共同参画推進条例（平成19年条例第38号。以下「男女共同参画条例」という。）第9条第1項に規定する男女共同参画行動計画と併せて策定することができる。

2 市は、行動計画の策定に当たって、あらかじめ男女共同参画条例第17条第1項に規定する浦添市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

(パートナーシップ宣誓証明)

第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップ宣誓証明書を交付することができる。

2 パートナーシップ宣誓証明書の申請手続その他必要な事項は、規則で定める。

3 市、市民等及び事業者は、その活動の中で、市長が交付するパートナーシップ宣誓証明書を提示されたときは、この条例の基本理念を尊重し、公平に取り扱うよう努めなければならない。

(拠点施設)

第11条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例（平成19年条例第39号）第1条に規定するハーモニーセンターをその拠点施設とする。

2 市は、前項に規定する施設において、次条に規定する相談又は苦情への対応のほか、この条例の目的を達成する事業を行うものとする。

(相談及び苦情の申出)

第12条 市民等及び事業者は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策又は性の多様性の尊重の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談又は苦情があるときは、書面等により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があつたときは、必要に応じて浦添市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例

(逐条解説)

目次

1 逐条解説

前文	1
目的	2
定義	2
基本理念	5
市の責任	6
市民等の役割	7
事業者の役割	8
教育の役割	9
性別等による人権侵害の禁止	9
性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画	11
パートナーシップ宣誓証明	12
拠点施設	13
相談及び苦情の申出	13
委任	14

1 逐条解説

前文

本市は、まちづくりの基本理念に人間尊重・自立・平和を掲げ、すべての市民が太陽（ティーンズ）のようにいきいきと輝くまちづくりを目指している。私たちは、輝かしい歴史を誇り、新しい希望に満ちた“ただこの都市・浦添”の市民として平和で豊かな社会を実現しなければならない。

そのひとつとして本市では、性の多様性の尊重について理解の促進を図るため「レインボー都市うらそえ宣言」を行った。人には多様な性の形があり、誰もが自分らしく生きていく権利がある。自分自身の性の形とともに、自分とは違う多様な性の形があることを理解し、互いに尊重することで、偏見及び差別的取扱いがなく、人権が守られた平和で豊かな社会へとつながっていく。

よって、ここに、性の多様性を尊重する社会を実現するため、この条例を制定する。

【趣旨】

条例の基本理念や政策意図を強調するため前文を設け、目指す方向と決意を示しています。

【解説】

本市は、レインボー宣言を平成 29 年 1 月 1 日に行い、性の多様性に関する取組を進めてきました。取り組み例として●性的マイノリティに関する電話相談●みんなのトイレ標識の作成●性の多様性尊重講演会の開催、教員向け講座●レインボーフラッグ、レインボー宣言看板の設置●パネル展示●性の多様性尊重についての出前講座等。又、平成 31 年度に行った、市民等、事業者、学校関係団体アンケートでは 83%が性の多様性の取組は必要であると答えています。レインボー宣言からさらに取組を進め、性の多様性について理解尊重し、偏見や差別的取扱いがない、人権が守られる平和で豊かな社会形成と性の多様性を尊重する社会実現のため条例を制定します。

【備考】

Q：性の多様性と平和の関係は A：レインボー宣言の中で性の多様性を知り認め合うことは、人権が守られる平和で豊かな社会に繋がります。と謳っており、性の多様性の尊重→人権が守られる→平等な平和な社会へとつながります。

個人の尊重・・・憲法 13 条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されています。

◆法の下の平等・・・憲法第14条第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。

目的

(目的)

第1条 この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

条例の内容を要約するとともに、その目的を規定しています。

【解説】

性の多様性を尊重する社会の実現にあたり、市の責務、市民等、事業者及び教育の役割を明らかにし総合的かつ計画的に取り組を進めることにより、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを示しています。

定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性の多様性を尊重する社会 人には多様な性の形があるということに対し理解があり、偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- (3) 性的指向 人の性的関心(恋愛又は性的欲求)がどのような対象に向かうか(向かわない場合を含む。)を表す概念をいう。
- (4) 性別等 生物学的な性、性自認、性的指向及び性別表現(服装、仕草及び言葉遣い等で表現する性別)をいう。
- (5) 性的マイノリティ 性別等が多数者と異なる者をいう。

- (6) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力及び同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第 3 項に規定するストーカー行為等をいう。
- (8) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (9) 市民等 市内に住所を有する者、市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (10) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【趣旨】

本条は本条例における用語の定義を規定したものである。条例を解釈する際、疑義が生じないように意義を確定させるため定義規定を設けています。

【解説】

- (1) 性の多様性を尊重する社会
本条例のタイトルにもなっている、性の多様性を尊重する社会の定義
- (2) 性自認
自己の性別についてどう認識しているか。こころの性とも言います。
- (3) 性的指向
性的関心（恋愛又は性的欲求）がどのような対象に向かうか、又は向かわないか、好きになる性とも言います。
- (4) 性別等
（生物学的な性・性自認・性的指向・性別表現）等をさし性別等と定義
- (5) 性的マイノリティ
性別等（生物学的な性・性自認・性的指向・性別表現）の要素のいずれか（複数の場合もある）が多数に属さない者。
- (6) パートナーシップ
本条例 10 条（パートナーシップ宣誓証明）の対象となるパートナーシップの定義。各自治体によって定義の仕方は違います。（同居要件・同性しか認めな

い・事実婚も認める等) 本市の定義(同居要件なし・同性以外も可・事実婚不可等)

(7) ドメスティック・バイオレンス等

等としているのは、ストーカー規制法も含むためです。

ドメスティック・バイオレンス・・・配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあり、被害者は女性には限定してない。国連では「パートナーに対して権力を得たり、支配したりするために使われる行動のパターン」とされている。性別等にかかわらず全てのカップルで起こりうるため、この条例に規定しています。

ストーカー行為等の規制等に関する法律・・・ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏の資することを目的とする法律。ストーカー規制法は同性にも適用される、法では、特定の人に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する「つきまとい等」にあたる行為を規制しているが、本条例では、条例の趣旨からここでいう「家族」は必ずしも法的なものには限りません。

(8) ハラスメント

意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる。苦痛を与える。居心地の悪さを感じさせる行為のことを言う。職場におけるハラスメントは、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」等に幅広く規定されている。SOGIハラ、アウティング等も含まれています。

(9) 市民等

市民等としているのは市内居住だけではなく、市外から市内事業所や学校に通う人も含むために市民等としています。本条例は、市・市民等・事業者・教育でそれぞれ役割を担い、取り組むことを目的としているため市民を市民等と広い概念としています。

(10) 事業者

営利目的の事業者(株式会社、有限会社等)と非営利(NPO法人・医療法人等)、個人事業者、その他の団体などをいいます。

基本理念

(基本理念)

第3条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 性別等による社会的な偏見及び差別的取扱いをなくし、多様な性の形があることが理解され尊重されること。
- (2) 誰もが性別等による社会的な偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) あらゆる教育の場において、性の多様性の尊重について理解を深めるための取組が行われること。

【趣旨】

本条は性の多様性を尊重する社会を実現するための基本理念を明らかにしたものです。

- (1) 「性の多様性の尊重」について規定している。性別等に起因する偏見や差別的取扱いをなくし、本条例の目的である性の多様性の尊重という本条例の根幹となる概念を最初の号で示しています。

【備考】 社会的な偏見及び差別意識・・・憲法13条個人の尊重 14条法の下の平等が謳われているが、実際には、性的マイノリティの方に対し人権が尊重されていないという現実があります。

- (2) 「性別等に関する偏見・差別意識に捉われず、生き方の選択の自由」について規定しています。自由な生き方を妨げる性別等の差別をなくし、個性と能力が十分発揮され、多様な生き方ができる社会は、本条例の目指すべき理想像です。
- (3) 「教育の場での、性の多様性の理解尊重の取組の必要性」を規定しています。性の多様性の理解を深める場として教育の場の役割は重要です。具体的な取組は行動計画で定めます。

【備考】 教育の場・・・保育園、各種少年団、青少年育成、学校、職場、生涯学習等あらゆる教育の場をいいます。

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（文部科学省）・・・支援の事例：（服装）自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認める。（髪型）標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）（更衣室）保健室・多目的トイレ等の利用を認める。（トイレ）職員トイレ、多目的トイレの利用を認める。（呼称の工夫）校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。（授業）体育又は保健体育

において別メニューを設定する。・(水泳) 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。補修として別日に実施、又はレポート提出で代替する。・(運動部の活動) 自認する性別に係る活動への参加を認める。・(修学旅行等) 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

市の責務

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働し、前項の施策に取り組むものとする。
 - 3 市は、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。
 - 4 市は、国際社会及び国内における性の多様性の尊重に関する取組について、情報収集を行い、地域の実情に鑑み、本市の施策に取り入れるよう努めるものとする。
 - 5 市は、性別等による一切の差別を行ってはならない。

【趣旨】

「本条例における市の責務」を規定しています。市は条例の基本理念にもとづき率先して施策を計画し実施する責務を有します。具体的には令和3年度策定予定の行動計画にて推進します。

【解説】

責務規定は、条例の目的や基本理念の実現のために市の果たすべき役割を宣言的に規定しています。本条例は市、市民等、事業者、教育の場でそれぞれ役割を担ってもらう必要があり、先導的に行う市は「責務」としています。

【備考】 市 ・ ・ 地方自治法（昭和22年法律67号）に基づく、地方公共団体である浦添市をいいます。

2 性の多様性を尊重する施策を市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働して取り組むことを規定しています。

3 「職場においての性の多様性に配慮した職場環境の整備」を規定しています。

【備考】 職場環境の整備事例 ・ ・ 希望するトイレ使用・LGBT理解研修・福利厚生者の充実・相談窓口設置・就業規則改定・性自認の尊重・不要な男女性別廃止等。

【趣旨】

4 「性の多様性についての取組は国際社会・国内の動向を鑑み市の施策に取り入れること」を規定しています。

【解説】

国の男女共同参画社会基本法の理念に国際社会との協調を定めており、その理念を取り入れている性の多様性尊重の取組を効果的に進めるには、国内外の動向、市民意識や施策の実施状況を市が適格に把握し、施策に取り入れる必要性を示しています。

【備考】 ○男女共同参画社会基本法第7条（国際的協調）・・・ 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければなりません。

○浦添市男女共同参画推進条例第3条1項5号（基本理念）・・・ 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われることが重要です。

【趣旨】

5 「市の性別等による差別の禁止」を規定しています。性別等による差別は重大な人権侵害であり、市が率先して行なわなければならない事項であり、行ってはならないと強く宣言しています。

市民等の役割

(市民等の役割)

第5条 市民等は、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性の尊重について理解を深めこれを実現するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

市民等が性の多様性の尊重について役割を担い協力してもらう趣旨で定義しています。

【解説】

「責務」ではなく「役割」と定義することで、それぞれの立場で、自由な範囲で小さなことから、より大きなことまで達成でき、さらに「役割」を全うするなかで、理念・目的も実現されることを期待しています。また、性の多様性の尊重は、一人ひとりが自分らしく生きられる社会づくりが大事であり、性の多様性の尊重を理解し、積極的に施策を推進するよう努めることで、人権が守られる平和で豊かな社会へつなが

ります。

2 性の多様性において市が実施する施策は市民の協力の元でしか、完遂できず、市が実施する施策をより効果的に行うため規定しています。

事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性の尊重について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

性の多様性尊重において、事業者が果たす役割について規定しています。

【解説】

性別等にかかわらず人権が尊重され、個性と能力を十分発揮し、安心して働けるには事業者の協力が不可欠であり、市の施策に協力するよう「役割」としています。又条例10条で定めるパートナーシップ宣誓証明書は事業者の事業活動に関連しており、性の多様性を尊重し、公平に取扱うよう規定しています。

【備考】 ダイバーシティ（多様性）・インクルージョン（包摂）・・・多様性を受け入れ企業の活力とする考え方。取組として①女性の活躍推進 ②若者・高齢者の活躍支援 ③働き方改革 ④高度外国人材の受け入れ促進 ⑤バリアフリー社会の実現 今後LGBTの取組を推進するよう経団連は提言しています。

LGBTへの企業による取り組みの方向性・・・①幅広いプールからの人材獲得と退職の抑制（LGBT当事者の優秀な人材や当事者周囲の人材の獲得。LGBT社員の会社忠誠心の向上による退職抑制）②働きやすい社内環境の整備による生産性の向上（多様性を尊重する社内風土が醸成。個々人能力が最大限発揮され生産性向上）③自社のブランド価値向上（先進的な取組を進める企業として広く世間にメッセージ発信。自社のブランド価値向上）④法的リスク回避と社員の人権保護（LGBTへの人権侵害による訴訟等のリスク回避。社員を人権侵害の被害から保護）⑤ビジネスの拡大（LGBT理解を深めることで、同性パートナーの存在を意識した商品開発等ビジネス拡大）

（参考）※一般社団法人日本経済団体連合会「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」

2 事業者が行う（営業活動等の事業。雇用管理）に当たり、性の多様性に配慮した職場環境づくりを規定しています。

【備考】 職場環境の整備事例・・・自認に基づき希望するトイレ使用・LGBT 理解研修・差別禁止を就業規則に盛り込む・人事・福利厚生制度の改正・性自認の尊重（健康診断、更衣室、服装の自由、社員証の通称名・不要な男女性別廃止）社内相談窓口設置。

教育の役割

（教育の役割）

第7条 あらゆる教育に関わる者は、教育の場において、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

性の多様性尊重において教育が果たす役割は非常に重要でありその役割を規定しています。

【解説】

教育は性の多様性の理解、意識の変革、価値観等に大きな影響力を持っており、教育に関わる者は本条例の理念を十分理解し教育を行うことが必要です。子供たちへは発達の段階を踏まえ丁寧かつ適切な取組が求められます。

【備考】 文部科学省通知（H27.4/30）：性同一障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について・・・①性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援 ②性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

性別等による人権侵害の禁止

（性別等による人権侵害の禁止）

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又はハラスメントを行うこと。
- (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。
- (3) 性的マイノリティであることの公表を強要し、又は禁止すること。
- (4) ドメスティック・バイオレンス等を行うこと。

【趣旨】

本条は、重大な人権問題である性別等による人権侵害の禁止を規定したものです。

【解説】

(禁止事項ではあるが、罰則規定は定めてない。)罰則及び公表規定を設け制裁を課し条例の実効性を高める方法もあるが、性の多様性尊重の普及・啓発活動に主眼を置いた条例になっており、具体的な行動計画を定め市・市民等・事業所・教育の場でそれぞれの役割を果たし、施策を推進することで、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現されます。

【備考】 Q：罰則規定がないと条例化しても意味はない？ A：条例化することで法を遵守する同調圧力が働き、法に違反する方に、厳しい目が注がれる等効果があります。条例化することで、性の多様性が認められ、すべての人が過ごしやすい社会になる一助になると考えています。

(1) 性別等に起因する差別的取扱いの禁止を規定したものです。

【備考】 ハラスメント・職場における「セクシャルハラスメント」・被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシャルハラスメントに該当します。・職場におけるセクシャルハラスメントは、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。・労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます ※厚生労働省指針

(2) アウティング（他者の性的指向や性自認について、本人の了解を得ずに暴露すること）の禁止を規定したものです。

【備考】 たとえ、本人を思っている行動でも、本人の了解を得ずに他に伝えることはプライバシーの侵害になります。

(3) 性的自認・性的指向の公表の強要公表の禁止を規定したもので、本人の尊重される個人情報であり、強要や禁止されることない本人の意思が尊重されることを規定したものです。

【備考】 カミングアウト（自分の性的指向や性自認について、自らの意思で望む相手に伝えること）。家族や信頼している人を傷つけたり拒否されたりするのではないかと相談できずにいる人も多くいます。又子供からカミングアウトされた親も周囲に相談できず、悩むことがあります。

- (4) 性別等に起因するドメスティック・バイオレンス等（ストーカー行為も含む）を禁止を規定したものです。

【解説】

「ドメスティック・バイオレンス」とは国連では「パートナーに対して権力を得たり、支配したりするために使われる行動のパターン」とされている。性別等にかかわらず全てのカップルで起こりうるため、この条例に規定しています。

性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画

(性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画)

第9条 市は、性の多様性を尊重する社会を実現する施策を総合的かつ計画的に推進するために、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。この場合において、行動計画は、浦添市男女共同参画推進条例（平成19年条例第38号。以下「男女共同参画条例」という。）第9条第1項に規定する男女共同参画行動計画と併せて策定することができる。

2 市は、行動計画の策定に当たって、あらかじめ男女共同参画条例第17条第1項に規定する浦添市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は性の多様性を尊重する社会を実現するためその行動計画を策定し公表することを義務付け、又男女共同参画行動計画と併せて策定することができることを規定しています。

【解説】

性の多様性を尊重する社会を実現するための行動計画は、教育、雇用分野、人権、市民窓口等多岐の分野にわたり、市の関連するさまざまな施策を体系的に整理し、計画しなければなりません。又市だけでなく、市民等、事業者、教育の場とそれぞれ役割を担ってもらうことを前提にすることも大切です。行動計画策定にあたっては男女共同参画審議会の意見を聞き反映していくことが求められます。

2 行動計画策定の過程で審議会の意見を聞き計画することを規定したものです。

パートナーシップ宣誓証明

(パートナーシップ宣誓証明)

第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップ宣誓証明書を交付することができる。

2 パートナーシップ宣誓証明書の申請手続その他必要な事項は、規則で定める。

3 市、市民等及び事業者は、その活動の中で、市長が交付するパートナーシップ宣誓証明書を提示されたときは、この条例の基本理念を尊重し、公平に取り扱うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は基本理念に基づき、公助良俗に反しない限り、パートナーシップを宣誓したことを証明することを規定したものです。

【備考】 公序良俗に反しない限り・・・別の方とパートナーシップをむすんでいない。又は配偶者がいる方。近親者でないことを想定しています。

2 本条はパートナーシップ宣誓証明書について、具体的な申請方法を規則で定めることを規定したものです。

【備考】規則では、パートナーシップ宣誓証明書の申請、交付。再交付。証明の取消、返還。通称名の使用等を定めています。

3 市、市民等、事業者がその活動の中でパートナーシップ宣誓証明書を提示されたときに基本理念を尊重し公平に取り扱うよう規定したものです。

【備考】パートナーシップ宣誓証明書・・・婚姻とは異なり法的効力はありません。戸籍や住民票の記載が変わるものではなく、又法的根拠に基づいた保障やサービスは受けられません。本証明書はパートナーシップであることを本市が認め尊重するものであり、市が周知啓発を行うことにより、職場でのパートナーへの福利厚生（結婚・介護休暇等）、病院での面会、生命保険の受取、携帯の家族割引適用、貸家のパートナーとの賃貸、住宅ローンの借り入れ、LGBTに配慮した商品開発等の取組や職場環境の整備等、性の多様性を尊重する取組を広げていきます。

拠点施設

(拠点施設)

第 11 条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例（平成 19 年条例第 39 号）第 1 条に規定するハーモニーセンターをその拠点施設とする。

2 市は、前項に規定する施設において、次条に規定する相談又は苦情への対応のほか、この条例の目的を達成する事業を行うものとする。

【趣旨】

性の多様性を尊重する社会を実現するための拠点施設を浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターと規定するものです。

2 相談又は苦情への対応又、条例の目的を達成する事業を行う場所として規定したものです。

【備考】ハーモニーセンター・・・LGBT電話相談月 1 回。パートナーシップ宣誓証明書の交付業務。一次的な相談及び苦情対応。

相談及び苦情の申出

(相談及び苦情の申出)

第 12 条 市民等及び事業者は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策又は性の多様性の尊重の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談又は苦情があるときは、書面等により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて浦添市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずる。

【趣旨】

本条は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策等について、市民等及び事業者が相談、苦情を申し出ることができることを規定したものです。

【解説】

市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策、又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する市民等及び事業者の相談・苦情については、適切な対応が求められます。

【備考】 書面等 ・ ・ 書面以外電話メール等でもよい

2 本条は市民等及び事業者から申出があつた場合、その内容を検討し、必要であれば浦添市男女共同参画審議会の意見を聞くことを定めたものです。

【備考】 申出全てではなく、その内容を必要に応じて審議会の意見を聞きます。審議会規則：委員 15 人以内。(1) 市民 (2) 学識経験者 (3) 各種団体に属する者。任期は 2 年。

委任

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

【趣旨】

本条は施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定したものである。規則ではパートナーシップ宣誓証明について制定しています。

【解説】

周知期間を半年間設けています。



性の多様性を認め合うまち

わたしとあなたの顔や声がちがうように、性（セクシュアリティ）の形も人それぞれです。

誰もがもっているセクシュアリティですが、性的マイノリティの方は偏見や差別的とりあつかいなど、生活するうえで困難を抱えている方もいます。人には多様な性の形があります。

それは、みんなと違うからと優劣をつけられるものではありません。

それは、多いか少ないかによって、へだてられるものでもありません。

それは、誰のものでもない、わたしやあなた、それぞれのものです。

それは、わたしやあなたの真の姿を表す尊いもの…

それは、雨あがりの虹のように、多くの色が混じり合い、自然にあるものです。

あなたは、今、あたたかい灯りの側ですか、つめたい雨の中ですか。

あなたは、「なぜ自分だけが」と思っていないですか。

このガイドブックは、わたしとあなたが理解しあい性の多様性を認め合うまちへのみちしるべになるようお願いをこめてつくりました。

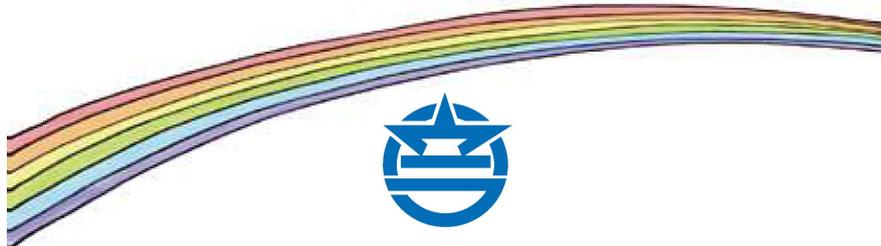
浦添市総合計画

…理想の都市像の一つとして「人間尊重」を掲げています。

レインボー都市うらそえ宣言 ～性の多様性を認め合うまち～

…平成29年1月1日宣言。性の多様性を認め合い人権が守られる平和で豊かな社会を実現するため、みんなで取組を進めるための宣言です。





“レインボー都市うらそえ宣言” ～性の多様性を認め合うまち～

人には多様な性の形があり、一人ひとりが大切な存在です。

誰もが望む性で生きること（性自認）、
どの性を愛するか、愛さないか（性指向）等は、
人が自分らしく幸福に生きる当然の権利であり、
尊重されなければなりません。

性の多様性を知り認め合うことは、
人権が守られる平和で豊かな社会に繋がります。
差別や偏見をなくし、誰もがティーンダ（太陽）のように輝けるよう、
ここに「レインボー都市うらそえ・性の多様性を認め合うまち」を
宣言します。

平成 29 年 1 月 1 日 浦添市

花の名のように 多様な性の形を表す様々な言葉

驚くほど
たくさんの花が咲いて
いるよね

たまには
野原を散策
しよう！

花にもいろいろな種類があるように、人の性の形（性のありよう）もそれぞれです。自然に多様な花を咲かせています。

SOGI (ソジ)

性的指向 (Sexual Orientation) 性自認 (Gender Identity) の頭文字をとり SOGI (ソジ) と表現。(性的マイノリティもそうでない人も含めて、すべての人の性の形を表す言葉です。)

Lesbian (レズビアン)	Gay (ゲイ)	Bisexual (バイセクシュアル)	Transgender (トランスジェンダー)	Heterosexual (ヘテロセクシュアル)
同性を好きになる女性	同性を好きになる男性	両性を好きになる人	出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人	異性を好きになる人

Pansexual
(パンセクシュアル)

Questioning
(クエスチョニング)

Xgender
(Xジェンダー)

Asexual
(Aセクシュアル)

誰にも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない、決めてない、わからない人など 性の形はたくさんあります



性の形は人それぞれ多様なんだね。あなたもわたしも自分らしく咲こう

言えないから、わからないだけ 性的マイノリティ



ことばに注意しよう。

※ 差別的な表現：オカマ、おねえ、オナベ

LGBT…性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。**L**esbian (レズビアン) **G**ay (ゲイ) **B**isexual (バイセクシュアル) **T**ransgender (トランスジェンダー) の頭文字を取っています。

性的マイノリティ(少数者)であるがゆえ、 心を閉ざさざるをえない人々

性的マイノリティは、いないのではなく言えないのでわからないだけです。なぜ、言えないのか、学校や職場での状況を思いだしてみましょう。いわゆる*ホモネタで、笑いをとったり、*「おまえ、もしかしたらこっち」と言う冗談や、テレビのバラエティの*おねえタレントが嘲笑されたり、余興の女装ネタの盛り上がり等。あなたも見聞きしたことがあるのではないのでしょうか。もしも、あなたが性的マイノリティだとしたら、周りの嘲笑と偏見の渦巻く中に「性的マイノリティ」と打ち明けて、身を投じることの困難さを考えてみましょう。

性的マイノリティの方は「そっとしておいて欲しい」のではないですか？



性的マイノリティの方はそっとしておいて欲しいと思っているのではないのですか、という声もあります。厚生労働省のアンケートでは、LGBTの半数前後の人が職場で困っていることはない、と答えています。困っていることがないので、現状でもよいと考えている人もいるのでしょうか。私たちは、同調性を求められる社会に生きています。だれでも、特別にみられたくない、平穏に生活したいと願っています。性的マイノリティ当事者は、性的マイノリティの権利を叫びたい一方で、存在がクローズアップされる事で平穏な生活が壊されるリスクも恐れているのではないのでしょうか。



では、どうすればいいですか？

お互いの理解が大切だよ。まずは、「性の多様性」について知ることから始めよう。



性的マイノリティの事を理解しなさいとは一方的ではないですか？

相互理解が目的です…このガイドブックでは、すべての人が多様な性の中の構成員であり、いろいろな性の形があることを知る事で相互理解を深めようと思いをこめて作りました。

パレットの4つの絵の具 性の要素



あなたの性の形（セクシュアリティ）を構成する4つの絵の具です。性が多様なのは、4つの絵の具が混ざりあい、いろいろな色になるからです。

1つ目の絵の具 からだの性 (生物学的な性)

からだは男性か女性か
※色々な発達の状態があります。

2つ目の絵の具 こころの性 (性自認)

自分の性別をどう認識しているか
※出生時の戸籍上の性とこころの性が一致せず、自身の体に違和感を持つ人たちもいます。

3つ目の絵の具 好きになる性 (性的指向)

性的関心（恋愛又は性的欲求）がどのような対象に向かうか、又は向かわないか
※好きになる性が異性とは限りません。

4つ目の絵の具 表現する性 (性別表現)

服装、仕草及び言葉遣い等で表現する性別
※(例) 性自認が男性でも表現する性が男性とは限りません。



セクシュアリティは、自分の意思で決められるものではありません。例えばあなたが、異性愛者なら同性愛者になろうと意思で変えようと思ってもむずかしいのではないのでしょうか。セクシュアリティはその人に、自然にそなわるものです。自分の性ととも、多様な性の形があることを理解しましょう。

大切な時間

カミングアウト(自分の性的指向、性自認などを打ち明けること。)



あなたの何気ない言葉で傷つき、さらに打ち明けられず、本当の自分を隠している日常にストレスを受けています。

カミングアウトをするのもしないのも自由。誰にも強制はできないし、止めることもできません。本当の自分を知ってもらえるメリットもあるし、偏見や差別にさらされるリスクもあります。いつするか、誰にするかはあなたの自由です。

個人的にカミングアウトされたら

何も特別なことは、ありません。家族なら家族として、友人なら友人として、職場の同僚なら同僚として、大切な事を打ち明けられたときのよう、ふだんの相手との信頼関係を尊重して接すればいいだけです。



勝手にカミングアウトしておいて、個人的な事を背負わされるならカミングアウトされない方がよかった。

カミングアウトを迷惑に思う人もいるでしょう。いつでも、相手の気持ちの波と自分の気持ちの波が同調するとは、限りません。自分のことで、頭がいっぱいで他者の事柄を受け止められないときもあるでしょう。相手との信頼の度合い、関係性、相手の打ち明ける動機、その場の雰囲気、そのときどきで受け止める気持ちも変わってきます。うけとめ方に教科書はありません。どう思ってもあなたの自由です。

ただひとつ、注意してほしいことは、ほかの人にアウトティング（個人情報暴露）だけはしないでください。少なくともあなたを信頼してカミングアウトしたのですから。

カミングアウトを受ける方は、一人の人間の人生の決断を打ち明けられたのだから、びっくりするかもしれないけど、できるだけ相手の思いをうけとめよう。





秘密の暴露はいけません

アウティング (本人の許可なく、性的指向・性自認などを他人に伝えること)



カミングアウトのハードルを越えたとしても、
今度はアウティングされないか心配です。

秘密にしてほしいことを、信頼して話したのに、その秘密を暴露されると誰でも傷つきます。また暴露により、みんなの自分に対する態度が今までと変わることを恐れています。中には偏見をもつ人がいるからです。また、たとえ「当事者の立場をみんなにも認めてほしいから」といったような、善意の理由でもアウティングをしてはいけません。善意でも当事者の許可なくアウティングすることは許されません。



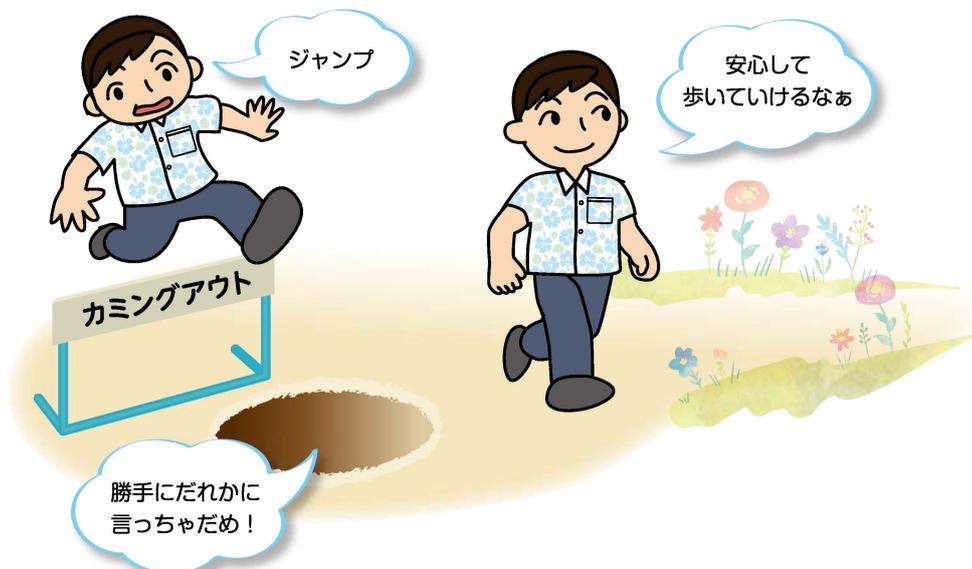
アウトディングも
パワーハラスメント・SOGIハラに
なりえるんだよ。

パワーハラスメントに該当すると考えられる例

※例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

- 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。
- 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する（プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要）

※厚生労働省リーフレット（詳細版）「2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」より引用



もしも、世界が逆転したら

異性愛者の方はまわりが異性愛中心の世界で過ごしているので、他の異なるセクシュアリティの人達の気持ちを考える機会がありません。自分がその立場になったつもりで、考えてみましょう。ここでは、立場が逆転した世界をフィクションで描いています。

主人公 (男) は同じクラスの女子と付き合っている。ところが、ある日学校に行ったら、周りの友達から変な目で見られる。

友達
お前らなんで男と女でいちゃいちゃしてるのー? 付き合ってるの? 男と女で付き合うなんて『変』だよ

主人公
女子と付き合うのが『変』?…男性は男性と、女性は女性と付き合うことが『普通』になっている!

主人公
でも、なんで好きな人同士が一緒にいることが『変』なんだろう

主人公
僕は、今までと同じように『普通』に、彼女のことが好きだけなのに

友達
実は俺も、女子が好き。でも、男なのに女子が好きって『変』だよな。俺にとっては、男子を好きになることの方がよっぽど『変』だよー泣

主人公
はっ…夢か…
いや、夢だけでは終わらせないぞ

主人公
僕たちの『普通』は、皆の『変』、皆の『普通』は僕たちの『変』かあ。

主人公
いや、『普通』って人それぞれの価値観だ! 誰を好きになるかはその人の『普通』で決めていいんだよ!

主人公
そして、僕たちには、それぞれの『普通』を受け止めることのできる心がある!…と信じたいな

主人公
お互いの『普通』を受け止めて合って、みーんなが幸せな世界にしていきたいな!
いや、していくぞー



いろいろな困難を抱えています 当事者の困難

学校で

同性愛者であることを明らかにして学校生活を送っていたところ、一部の同級生によって学級会の議題にされ、クラス全員の前で「話し方がオカマっぽくて気色悪い」等の批判を受けた。教員からも「本人は治そうと頑張っているんだから応援しよう」という逆に人格を否定するフォローを入れられ、自尊感情を深く傷つけられた。

レズビアンかどうか悩んでいたとき、臨床心理士の資格を持ち開業していたスクールカウンセラーから「異性との性行為をしてみればその良さがわかるよ」と言われた。専門職の人が言った言葉はとても重く、「同性が好きな自分は気の迷いなのか」と思ってしまった。長く感じていた思いを否定されたように思い、その後、学校を休学せざるを得なかった。

他の人に身体を見られる心配や、他の人の身体が目に入る罪悪感から、学校の更衣室やトイレが使いづらかった。

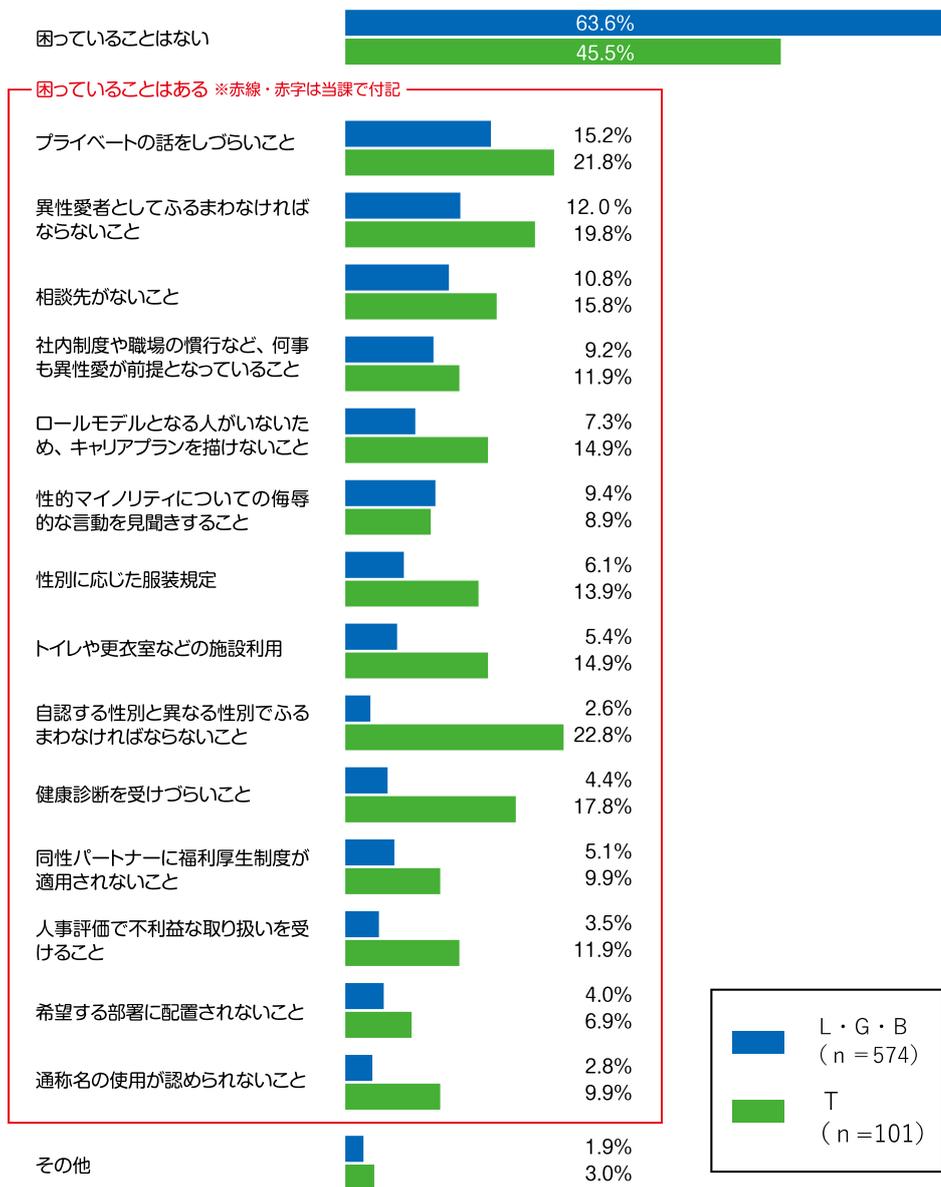
小学校の教室内でホモやオカマという言葉が日常的に笑いの対象になっており、自分のセクシュアリティがバレたら生きていけないと思った。

LGBT法連合会・第3版 2019.3

「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」より引用

職場で

当事者の困りごと（複数回答）



(注) 凡例の【L・G・B】はレズビアン、ゲイ、バイセクシャルの回答者を合わせた回答内容であること、【T】はトランスジェンダーの回答者の回答内容であることを示す。

※令和2年3月厚生労働省委託事業。三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和元年度職場におけるダイバーシティ推進事業（労働者アンケート調査）」より引用



自分らしい生き方 学校・家庭や地域で



好きなものを選ぶとき
好きな気持ち以外に
何か必要ですか？

学校・家庭や地域という空間で自分らしく生きるのは、子どもたちにとって大変なことです。「男らしく」「女らしく」「男は黒・青」「女は赤・ピンク」「男はズボン」「女はスカート」「男は女が好き」「女は男が好き」私たち大人がそういう固定観念を持っていたら、セクシュアリティの問題に限らず、子どもたちは自由に生きられません。まずは、大人の私たちの意識を変えていきましょう。



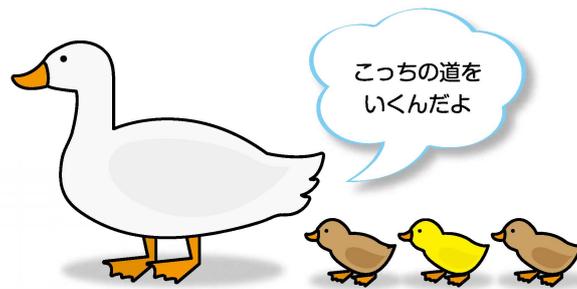


学校生活の各場面での支援について 参考事例

項目	学校における支援の事例
服装	• 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	• 標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	• 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	• 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	• 校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 • 自認する性別として名簿上扱う。
授業	• 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	• 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 • 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	• 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	• 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

※文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知より引用

 **自分らしい生き方** 地域や学校・家庭で



- 自分は少数派（性的マイノリティ）なのかもしれないと思いはじめた子どもたちは、承認欲求を満たすため、親や教師の性の多様性への考え方を観察しています。
- 多数派（性的マジョリティ）の子どもたちも親や大人との何気ない会話から性に対する意識が刷り込まれていきます。

性の多様性について
知識や理解がない大人の環境で育つ

性の多様性について
知識や理解がある大人の環境で育つ

少数派が、過ごしにくい社会

多様性が尊重され、多数派も少数派も過ごしやすい社会

自分が否定されたような気持ちで、自尊心が育ちにくい。

少数派に対し特別視・差別意識が育ちやすい。

自分のセクシュアリティを受容しやすくなる。

世の中のいろいろな多様性を理解しやすくなる。



だれもが活躍できる職場をめざして

Allyアライ・性的少数者を理解し支援する人



いないかもしれないし、いるかもしれません。詮索するのも間違いです。本人がカミングアウトしない限り本当のことはわからないからです。(もちろんカミングアウトは強制もできません。するしないは本人の自由です。) いつでも周りにはいると考える行動しましょう。



※配慮に欠ける言葉(例)：

「レズ」「ホモ」「オカマ」「おねえ」「ニューハーフ」「男みたい」
「女みたい」「おまえこっち?」「そっち?」
「彼女・彼氏いるの?」「おとこおんな」
「結婚は?」「両刀使い」
「俺のことおそったりしないでよ」「気持ち悪い」

性的マイノリティの抱えている偏見や差別は、人権の問題でもあります。場合によっては、職場に居づらくなり、やめてしまう場合もあります。「自分の職場にはいないから関係ない」と決めつけず（言えないだけかもしれない）、性の多様性について正しい知識を持ち、理解を深めましょう。



職場における「セクシャルハラスメント」

- 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシャルハラスメントに該当します。
- 職場におけるセクシャルハラスメントは、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれます。
- 労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます。

※厚生労働省リーフレット（詳細版）「2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」より引用

職場では具体的にどのような
取組をすればいいのか
実際取り組んでいる職場の例です



職場における取組事例

- ★就業規則に性的指向・性自認に関する差別禁止を明記
- ★人事担当部局に性的指向・性自認に関する担当者配置
- ★相談窓口の設置
- ★研修会・勉強会の実施
- ★イントラネットでセミナー動画アップ
- ★採用ポリシーにおいて、差別禁止を明記
- ★面接官向けガイドライン策定（カミングアウト強制禁止・カミングアウトを受けた際の対応方法等を規定）
- ★エントリーシートに性別欄を設けていない
- ★同性パートナーや事実婚に結婚休暇・結婚祝金・出産祝金
- ★パートナー申告等、人事手続をアウトソーシングで、他の社員の目にふれないで制度利用が可能
- ★服装の配慮・性自認にもとづき希望するトイレ使用
- ★通称名の使用、健康診断の対応などの個別対応
- ★アライ表明シールの配布（性的指向・性的自認に関する取組者に対して）

※（令和元年度厚生労働省委託事業）三菱UFJリサーチ&コンサルティング「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集」参考に当課でまとめ



本市の取組

ハーモニーセンター	
LGBT 電話相談窓口	
☎070-5491-3228	
相談日時	
毎月第3火曜日 午後5時～8時	
対象者	
性的マイノリティの方、家族 友人、関係者等	

■LGBT 電話相談

ひとりで悩んでいませんか、どなたでもどうぞ
○性的マイノリティに関する相談全般
※相談日時は変更することもあります。
詳細は市のホームページで確認をお願いします。



■みんなのトイレ標識の作成

性的マイノリティの方も利用しやすい「みんなのトイレ」のサインをデザインし、公共施設を中心に普及を進めています。



■レインボー都市うらそえ宣言

～性の多様性を認め合うまち～

平成29年1月1日に宣言

ハーモニーセンターにレインボー宣言の看板を設置しています。



■レインボーフラッグの設置

浦添市役所本庁やハーモニーセンターにレインボーフラッグを設置しています。

※レインボー旗は性の多様性への尊重のシンボルとして広く認識されている。
6色（赤・橙・黄・緑・青・紫）で構成されている。



本市の取組



■講演会

「性の多様性の尊重について」をテーマに当事者や学識経験者による講演会を実施しています。

■学校講座

中学生を対象に、「中学校性の多様性啓発講座」を実施しています。



■教員向けに「性の多様性を学ぶ研修会」

(共催：浦添市教育研究所)を実施しています。



■パネル展示

浦添市役所ロビーにおいて、性の多様性尊重のためのパネル展示を男女共同参画週間毎年(6月23日～29日)で一緒に実施しています。



■性の多様性尊重についての出前講座

性の多様性尊重について市職員による出前講座を行います。

メッセージは風に乗って

意識を変えて
優しい世界へ

いないのでは
なく、言えない
だけ

その一言が
となりの人を
傷つけています

あなたの引き
出しは無限大
 ∞

思春期になる
と異性に興味
がわく…そう
じゃない人も
います

その質問、
本当に必要？

飲み会の
ノリは
通用しない！

そもそも
普通って
なに？

あなたが他者を
尊重することが、
あなたの大切な人を
守ることに
つながるかも
しれません

大丈夫、
だいじょうぶ

Ally アライ
(理解者・
支援者)に
なろう

息をするよう
に…自然に振る
舞いたいんだ

ただ好きな
人と歩きたい
だけだよ

自分らしく
生きよう





あなたも私も、地球号の一員。そこには多様な人たちが
一緒に乗っていることを、忘れないようにしましょう

○————— 問い合わせ先 —————○

浦添市市民協働・男女共同参画ハートセンター
(浦添市市民部市民協働・男女共同参画課)

沖縄県浦添市安波茶二丁目3番5号
電話：098-874-5711 FAX：098-874-5890
siminkyodo@city.urasoe.lg.jp

2021年1月発行

○足立区男女共同参画社会推進条例

平成15年3月20日条例第15号

足立区男女共同参画社会推進条例を公布する。

足立区男女共同参画社会推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 性別による権利侵害の禁止等(第8条・第9条)

第3章 基本施策(第10条—第18条)

第4章 足立区男女共同参画推進委員会(第19条—第22条)

第5章 苦情等の申出(第23条—第26条)

第6章 雑則(第27条)

付則

私たちは、女性も男性も、すべての人が人権を保障され、かけがえのない一人の人間として尊重される平和な社会の実現を願っている。日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現のため、国内外において取組が行われてきた。

足立区においても、昭和58年に女性問題解決のための行動計画を策定し、以来女性の地位向上と女性問題の解決に向け、様々な施策を推進してきた。女性たちは、自営業や中小企業の多い区内の産業を支え、また、地域に根ざした活動を展開している多くの団体の中で、地域の発展に貢献するとともに、男女平等を実現するために学び、行動してきた。

しかし、今なお男女共同参画は不十分であり、男女平等は達成されていない。ここに、私たちは、誰もが夢を持てる足立区を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していく決意を表明し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、足立区(以下「区」という。)、区民、事業者及び区民団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体をいう。
- (5) 区民団体 主たる構成員が区民又は事業者である非営利の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- (1) 男女の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。
- (2) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育及び学習を行うこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同参画すること。
- (4) 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (6) 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。

(区の責務)

- 第4条** 区は、基本理念に基づき、総合的に男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 区は、区民、事業者、区民団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組みなければならない。
- 3 区は、男女共同参画の推進のための組織の整備並びに職員及び教職員への啓発に取り組み、施策の推進のための財政上の措置を講じなければならない。
(区民の責務)
- 第5条** 区民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するように努めなければならない。
- 2 区民は、区が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 区民は、性別による差別及び暴力の根絶に努めなければならない。
(事業者の責務)
- 第6条** 事業者は、事業活動に関し男女共同参画を推進するように努めなければならない。
- 2 事業者は、区が行う男女共同参画に関する施策に協力するように努めなければならない。
(区民団体の責務)
- 第7条** 区民団体は、その活動に関し、第5条に定める区民の責務にのっとり、男女共同参画を推進するように努めなければならない。
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等**
(差別的取扱いの禁止)
- 第8条** 何人も、あらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。
- 3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。
(公衆に表示する情報)
- 第9条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力を助長し、若しくは連想させる表現を行い、又は過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。
- 第3章 基本施策**
(行動計画)
- 第10条** 区長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ足立区男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者及び区民団体の意見を反映できるように適切な措置を講じなければならない。
(年次報告)
- 第11条** 区長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、足立区男女共同参画推進委員会の意見を付して、これを公表するものとする。
(附属機関の委員の構成)
- 第12条** 区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないように努めなければならない。委員の任期の途中において委員の数に変動が生じる場合についても、また同様とする。
(教育及び学習における男女共同参画の推進)
- 第13条** 区は、学校教育、保育その他の生涯にわたる教育及び学習において、男女共同参画の視点に立った取組が促進されるように環境の整備を進めるとともに、取組に対する支援その他必要な措置を講じるように努めなければならない。
(雇用等の分野における男女共同参画の推進)
- 第14条** 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。
- 2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査についての協力を求めることができる。
- 3 区は、必要があると認めるときは、区と契約を希望する事業者に対し、男女共同参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。
- 4 区は、起業を目指す女性に対して、その能力と発想を十分に活かすことができるように、情報の提供、経営に関する支援その他必要な支援に努めなければならない。
(家庭生活及び社会生活の両立)
- 第15条** 区は、区民が自らの責任と選択により家庭生活及び社会生活の両立ができるように支援に努めなければならない。

- 2 家族を構成する区民は、性別にかかわらず、家庭生活及び社会生活の両立を図るため、互いに理解し、協力するように努めなければならない。
- 3 事業者は、従業員の家庭生活及び社会生活の両立に配慮するように努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第16条 区は、生涯にわたる健康と女性の性及び妊娠、出産等に関する権利が十分に尊重されるように、男女の学習機会及び情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。(調査研究等)

第17条 区は、男女共同参画社会の形成に関し必要な調査研究、情報の収集及び整理に努めなければならない。

- 2 区は、区民、事業者及び区民団体の基本理念への理解を促進するために必要な普及及び広報活動に努めなければならない。

(拠点施設)

第18条 区は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、区民、区民団体等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

第4章 足立区男女共同参画推進委員会

(推進委員会の設置)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、足立区男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第20条 推進委員会は、行動計画の策定に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

- 2 推進委員会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し、審議し、及び区長に意見を述べることができる。

- 3 推進委員会は、第12条に規定する附属機関の委員の構成に関し、区長その他の執行機関に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 4 推進委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(組織)

第21条 推進委員会は、区民、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員15人以内をもって組織するものとする。

(任期)

第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とし、再任は2期を限りとする。

第5章 苦情等の申出

(苦情の申出)

第23条 区民は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、区長に対し苦情の申出をすることができる。

(苦情処理)

第24条 区長は、前条の申出に対し、男女共同参画社会の形成に資するように適切に対応し、処理するものとする。

- 2 区長は、前条の申出についての意見を求めるため、足立区男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 3 苦情処理委員は、前条の申出に対する意見を区長に述べるため、必要に応じて関係機関等に説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(相談の申出)

第25条 区民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合、区長に対し相談の申出をすることができる。

(相談への対応)

第26条 区長は、前条の申出に対し、関係機関等と連携し、適切な対応に努めなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、規則で定める日から施行する。(平成15年10月規則第85号で、同15年11月1日から施行)

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。
別表区長の部に次のように加える。

足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円
----------------	-----------

足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区男女共同参画社会推進条例(平成15年足立区条例第15号)の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「同性パートナー」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している性(自認する性を含む。)を同じくする2人の者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、同性パートナーであることを区長に対して宣誓することをいう。この場合において、当該同性パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子(実子又は養子をいう。以下同じ。)があり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該同性パートナーが当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約することを宣誓することを含むものとする。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たす同性パートナーに限り、行うことができるものとする。

(1) 双方が成人に達していること。

(2) 双方が足立区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。

(3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。

(4) 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと(次号に規定する場合を除く。)

(5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること。

(6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと(当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。)

(7) 次条に規定する宣誓書に未成年の者の氏名を記載する場合は、当該者が同性パートナーの一方の子であって当該者と生計が同一であること。

(宣誓の方法及び証明書等の交付)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の住民票の写し

(2) 前条各号の要件を満たすことがわかる戸籍抄本。ただし、パートナーシップ・ファミ

リーシップの宣誓をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

（3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書及び同項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

3 区長は、証明書及び証明カードの交付の際に、第9条に掲げる本人確認書類の提示を求めるものとする。

（証明書又は証明カードの再交付）

第5条 区長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

（1） 証明書又は証明カードの紛失

（2） 証明書又は証明カードの毀損又は汚損

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に掲げる事項を理由として宣誓をした日の翌日から起算して3ヶ月以内に再交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

（1） 前項第1号に掲げる事項を理由とする場合 前条第1項各号に掲げる書類

（2） 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合 再交付を希望する者に係る交付済の証明書又は証明カード

（宣誓書記載事項等の変更）

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を区長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

（1） 宣誓書から当該子の氏名を削除するとき。

（2） 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったとき。

（3） 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき。

（4） 宣誓書に記載した子が成年に達したとき。

2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本又は通称名を証明す

る公的機関からの郵送物等の書類

(2) 前項第3号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し

3 区長は、第1項第1号又は第2号の理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)を区長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還するものとする。

(1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。

(宣誓書の保存)

第8条 区長は、宣誓書等関係書類を10年間保存するものとする。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合であって宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。

(本人確認)

第9条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券

(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他、区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。

2 区長は、宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

3 区長は、通称の使用を認める挙証資料として、公的機関からの郵便物等の提示を求めるものとする。

(氏名の削除)

第11条 宣誓書に氏名を記載された者(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、区長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書(第7号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 区長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏

名を削除した証明書及び証明カードを送付することができる。

(遵守事項)

第 1 2 条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱の施行について必要な事項は区長が別に定める。

付 則 (2 足区男発第 1 5 0 9 号 令和 3 年 2 月 1 0 日 区長決定)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

江戸川区同性パートナー関係に係る申出書等の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、同性パートナー関係にある者が提出した当該関係に係る申出書等の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、江戸川区(以下「区」という。)が独自に行う事務事業(区が行う事務事業のうち、国並びに区以外の地方公共団体及び行政委員会の法令を根拠としないものをいう。)においてパートナーの戸籍上の性別が同性であることによる不利益の発生を防止し、もって、互いに個性や多様性を認め、人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同性パートナー関係 婚姻関係と同等の実質を有し、継続的に同居して共同生活を行っている、又は継続的に同居して共同生活を行うことを約している、戸籍上の性別が同一である2人の者(その者の一方又は双方が配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)を有する場合を除く。)による社会生活関係をいう。
- (2) 申出 江戸川区長(以下「区長」という。)に対し、同性パートナー関係にある者の双方が当該関係を知らせることをいう。

(申出に係る関係書類の受領)

第3条 区長は、次に掲げる要件を全て満たす者の双方から、次条に規定する方法により申出があったときは、当該申出に係る関係書類(以下「申出書等」という。)を受領する。

- (1) 同性パートナー関係にあること。
- (2) 双方が申出の当日において20歳以上であること。

(3) 住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方が江戸川区内（以下「区内」という。）の同一所在地に住所を有していること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が当該住所を自らの住所とすることを予定していること。

ウ 双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定していること。

(4) 双方に配偶者がいないこと。

(5) 双方において、当該申出に係る相手方以外に同性パートナー関係にある者がいないこと。

(6) 直系血族又は三親等内の傍系血族（養子と養方の傍系血族を除く。）若しくは直系姻族の関係でないこと。

（申出の方法及び申出書受領証の交付）

第4条 申出は、申出をしようとする者の双方が、同性パートナー関係申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）の記載事項を自ら記入した上で、次に掲げる書類を添えて提出する方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる事項が記載された同性パートナー関係に係る確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）又は合意契約に関する公証人法（明治41年法律第53号）第1条第1号の規定に基づく公正証書若しくは公証人が作成の真正を認証した私文書（同条第2号の規定による私署証書の認証を受けた文書又は同法第58条ノ2の規定による宣誓認証を受けた宣誓供述書）

ア 同性パートナー関係にあること。

イ 申出に係る者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及び共同生活において互いに必要な費用を分担する義務を負うこと。

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 戸籍抄本

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、申出をしようとする者の双方が前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、申出書の写しを添えて同性パートナー関係申出書受領証（第3号様式。以下「受領証」という。）を交付する。

（受領証の再交付）

第5条 区長は、前条第2項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「申出者」という。）から、次に掲げる事項を理由として同性パートナー関係申出書受領証再交付申込書（第4号様式。以下「再交付申込書」という。）の提出があった場合には、交付済の受領証と交換に（第1号を理由とする場合を除く。）受領証を再交付するものとする。

- (1) 受領証を紛失したとき。
- (2) 受領証を毀損し、又は汚損したとき。
- (3) 氏名の変更があったとき。

2 再交付申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に該当する者が、申出をした日の翌日から起算して6か月以内に再交付申込書を提出する場合は、この限りでない。

- (1) 紛失（前項第1号）を理由とする場合は、前条第1項各号に掲げる書類
- (2) 毀損又は汚損（前項第2号）を理由とする場合は、再交付を希望する者に係る交付済の受領証
- (3) 氏名の変更（前項第3号）を理由とする場合は、再交付を希望する者に係る交付済の受領証及び戸籍抄本

（記載事項変更の申出）

第6条 申出者は、次に掲げる場合には、同性パートナー関係申出書等記載事項変更申出書（第5号様式。以下「変更申出書」という。）を区長に提出するものとする。

- (1) 申出者の双方が区内の同一所在地に住所を有するに至ったとき。
- (2) 申出者の双方が区内の同一所在地に転居したとき。

(受領証の返還)

第7条 申出者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、同性パートナー関係申出書受領証返還申出書(第6号様式。以下「返還申出書」という。)を区長に提出し、交付済の受領証を返還するものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申出者の一方が死亡したとき。
- (3) 申出者の双方が区内の同一所在地に住所を有しなくなったとき。

(申出書等の保存期間)

第8条 申出書等の保存期間は、10年とする。ただし、申出者が申出書等の廃棄を希望する場合には、区長は、申出者から返還申出書を受領後、当該申出書等を廃棄するものとする。

(本人確認)

第9条 申出書、確認書、再交付申込書、変更申出書及び返還申出書提出時の本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他、区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第10条 申出書、確認書、再交付申込書、変更申出書及び返還申出書に記載する氏名については、戸籍上の氏名と社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)を併記できるものとする。

2 区長は、申出をしようとする者又は申出者が通称の使用を希望するときは、
受領証に表示する氏名に通称を使用することができるものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○港区男女平等参画条例

平成十六年三月十九日
条例第三号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 性別による権利侵害の禁止等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策等(第九条—第十四条)

第四章 港区男女平等参画推進会議(第十五条—第十八条)

第五章 苦情等の申出(第十九条—第二十二条)

第六章 雑則(第二十三条)

付則

私たちは、全ての人が人権を保障され、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別等や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時に全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策(以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女平等参画 男女が、性別等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を發揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

二 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。

三 性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。

四 性自認 自己の性別についての認識をいう。

五 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。

六 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

七 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

八 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

一 全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。

二 全ての人の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。

三 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、全ての人がその個性と能力を發揮できるようにすること。

- 四 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 五 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活(以下「家庭生活」という。)の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活(以下「社会生活」という。)とを両立させることができるようにすること。
- 六 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 七 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

(区の責務)

第四条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。
- 3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第七条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待(児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。)その他の暴力的行為(精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。)をしてはならない。
- 3 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。
- 4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別等による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第三章 基本的施策等

(基本的施策)

第九条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策
- 二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策
- 三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行う施策
- 四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策
- 五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策
- 六 性的指向、性自認又は性別表現に起因する偏見、嘲笑、いじめ、嫌がらせその他の人権侵害の根絶を図り、全ての人の尊厳を守るための施策
- 七 性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

八 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策
(みなとマリアージュ制度)

第九条の二 区は、性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策を推進するための制度(以下「みなとマリアージュ制度」という。)を設けるものとする。

2 みなとマリアージュ制度の利用に関し必要な事項は、区規則で定める。

(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第十条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について、[第十二条第一項](#)に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第十一条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第十二条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ[第十五条](#)に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 [前二項](#)の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十三条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第十四条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第四章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第十五条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第十六条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べることができる。

(組織)

第十七条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

2 区長は、[前項](#)の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

(任期)

第十八条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第五章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第十九条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出(以下「苦情等の申出」という。)をすることができる。

- 一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
 - 二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。
- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
 - 三 苦情等の申出の処理に関する事項
(苦情等の処理)
- 第二十条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。
- 2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。
(苦情処理委員の所掌事項)
- 第二十一条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。
- 一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。
 - 二 [第十九条第一項第一号](#)に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。
 - 三 [第十九条第一項第二号](#)に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。
(定数等)
- 第二十二条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
第六章 雑則
(委任)
- 第二十三条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。
- 付 則
この条例は、平成十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、[第五章](#)の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。
(平成一六年九月規則第八四号で、第五章の規定は、同一六年九月三〇日から施行)
付 則(令和二年二月二八日条例第一号)
この条例は、令和二年四月一日から施行する。

資料 19-2

○港区男女平等参画条例施行規則

平成十六年三月三十一日
規則第十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号。以下「条例」という。)第九条の二第二項及び第二十三条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(みなとマリアージュカードの交付)

第二条の二 区長は、みなとマリアージュ制度を利用する者をみなとマリアージュ制度利用登録簿に登録し、みなとマリアージュカード(第一号様式)を交付するものとする。

(男女平等参画推進会議)

第三条 条例第十七条に規定する港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 三人
 - 二 区内の男女平等参画関係団体に属する者 六人
 - 三 区民のうちから公募により選定した者 六人
- 2 推進会議に、会長及び副会長を置く。
 - 3 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。
 - 4 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員(会長及び副会長を含む。次項及び第四項において同じ。)の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が公開することが適当でないときは、この限りでない。
- 6 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(苦情処理委員)

第五条 区長は、条例第二十二条第一項の規定に基づく港区男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)の委嘱に当たっては、女性及び男性をそれぞれ一人以上選任するものとする。

- 2 区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 3 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方法)

第六条 条例第十九条第一項の規定による苦情及び相談の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、苦情等処理申出書(第一号様式の二)により行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、口頭で苦情等の申出をすることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭で苦情等の申出をする場合は、区長は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査及び処理)

第七条 区長は、前条の苦情等の申出があったときは、苦情処理委員に対し、苦情等の申出の調査及び処理(以下「調査等」という。)を依頼するものとする。

2 [前項](#)の依頼を受けた苦情処理委員は、必要があると認めるときは、速やかに当該苦情等の申出の調査等をするものとする。この場合において、苦情等の申出の内容により必要と認めるときは、合議体を構成して調査等を行うことができる。

3 区長は、調査等を依頼した苦情等の申出が、[条例第十九条第二項第一号](#)又は[第二号](#)に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査等の中止を依頼するとともに、調査中止通知書([第二号様式](#))により申出をした者(以下「申出者」という。)に通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第八条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、当該苦情等の申出に係る区の機関又は関係者に対し、調査開始通知書([第三号様式](#))により通知するものとする。ただし、[条例第十九条第一項第二号](#)に係る苦情等の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

2 苦情処理委員は、区の機関又は関係者に対し、当該苦情等の申出に係る説明又は資料の提出を求めることができる。

3 苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書([第四号様式](#))を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 [第一項](#)の通知を受けた関係者は、当該申出者に対し、苦情等の申出を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(是正の勧告等)

第九条 苦情処理委員は、[条例第二十一条第二号](#)に規定する是正の勧告又は改善意見の表明(以下「是正の勧告等」という。)をする場合には、是正勧告等通知書([第五号様式](#))により区の機関に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、[条例第二十一条第三号](#)に規定する助言、指導、是正の要請又は意見の表明(以下「助言等」という。)をする場合には、助言等通知書([第六号様式](#))により関係者に通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

3 苦情処理委員は、是正の勧告等又は助言等をする必要のない場合は、その旨を速やかに、区の機関又は関係者に通知するものとする。

(調査結果等の通知)

第十条 苦情処理委員は、苦情等の申出について調査等が終了したときは、速やかに調査結果報告書([第七号様式](#))により区長にその結果を報告するものとする。

2 区長は、[前項](#)の報告があったときは、速やかに調査等の結果を、当該申出者に対し調査結果等通知書([第八号様式](#))により通知するものとする。

(是正その他の措置の報告)

第十一条 区の機関は、是正の勧告等を受けた場合は、当該是正の勧告等に係る措置結果を是正措置報告書([第九号様式](#))により区長に報告しなければならない。

(庶務)

第十二条 推進会議及び苦情処理委員の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

付 則(平成一六年九月三〇日規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成一八年三月三十一日規則第五四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則(平成二二年三月二九日規則第三一号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則(平成三一年三月二九日規則第一七号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和二年三月三十一日規則第一九号)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の港区男女平等参画条例施行規則第一号様式に

よる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
第1号様式(第2条の2関係)

第1号様式(第2条の2関係)

(表)

第1号様式(第2条の2関係)	発行番号
みなとマリアーージュカード	
氏 名 :	氏 名 :
生年月日 :	生年月日 :
<p>上記の二人が、港区男女平等参画条例第9条の2の規定に基づくみなとマリアーージュ制度に係るパートナー契約書を取り交わしたことを確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">港 区 長</p>	

(裏)

<p>戸籍上の氏名(表面で通称名を記載した場合に使用)</p> <p>氏 名 :</p>	氏 名 :
<p>港区は、基本構想で人間性の尊重を掲げ、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を目指しています。性的指向・性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重します。</p> <p>お互いの性別にかかわらず、愛情と信頼に基づく真摯な関係を築いている人がいます。あらゆる人の家族生活を尊重することについて御理解ください。</p> <p>◆このカードは、二人がパートナー契約書を取り交わしたことを区が確認し、交付するものです。</p> <p style="text-align: center;">問合せ：港区総務部人権・男女平等参画担当 03-3578-2111(代表)</p>	

第1号様式の2(第6条関係)

第1号様式の2(第6条関係)

		整理番号	
苦情等処理申出書			
年 月 日			
(宛先) 港区長			
申出人 住所			
氏名			
電話			
港区男女平等参画条例第19条第1項(第1号・第2号)の規定により、次のとおり苦情等の申出をします。			
なお、申出をする事項は、同条第2項各号のいずれにも該当しません。			
この申出に基づき、港区男女平等参画苦情処理委員が調査等を行う際に、私の氏名を申出の相手方に告知することについて(同意します・同意しません)。			
苦情等の申出の趣旨 (処理してほしいこと。)			
苦情等の概要(具体的な内容 と経緯)			
①いつ			
②どこで			
③だれから			
④どのようなことを			
他の機関への相談等の状況		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 利用したことがある 年 月頃 制度・機関名 現在利用している 制度・機関名	
今後連絡について特に配慮を要する場合の連絡先(電話番号、時間帯等)			

第2号様式(第7条関係)

第2号様式(第7条関係)

調査中止通知書

第 号
年 月 日

様

港区長 印

年 月 日付けの港区男女平等参画条例第19条第1項第 号の規定による申出については、下記の理由により調査を中止することとしましたので、港区男女平等参画条例施行規則第7条第3項の規定により通知します。

中止する理由	<input type="checkbox"/> 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項です。 <input type="checkbox"/> 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項です。
--------	--

第3号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

調査開始通知書

第 号
年 月 日

様

男女平等参画苦情処理委員

港区男女平等参画条例第19条第1項第 号の規定による申出があり、当該申出について同条例第20条第2項に基づく港区男女平等参画苦情処理委員が調査を開始することとなりましたので、港区男女平等参画条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

申出日	年 月 日
申出人	住所
	氏名
申出の趣旨 (解決してほしいこと。)	
申出の概要	
苦情処理委員	

第4号様式(第8条関係)

第4号様式(第8条関係)

(表)

		第	号
 (写真)	身分証明書		
	氏	名	年 月 日交付
上記の者は、港区男女平等参画条例(平成16年港区条例第3号)第20条第2項の規定に基づき港区男女平等参画苦情処理委員であることを証明します。			
		港区長	印

(裏)

港区男女平等参画条例(抜粋)

(苦情の処理)

第20条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(苦情処理委員の所掌事項)

第21条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。

二 第19条第1項第1号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。

三 第19条第1項第2号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

港区男女平等参画条例施行規則(抜粋)

第8条第3項 苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書(第4号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第5号様式(第9条関係)

第5号様式(第9条関係)

是正勧告等通知書

第 号
年 月 日

様

(通知者)

年 月 日付けの申出については、調査の結果、下記のとおり是正の勧告等
をすることとしましたので、港区男女平等参画条例施行規則第9条第1項の規定により、通
知します。

申出の趣旨	
是正の勧告等の趣旨	
是正の勧告等の内容	
苦情処理委員	

第6号様式(第9条関係)

第6号様式(第9条関係)

助言等通知書

第 号
年 月 日

様

(通知者)

年 月 日付けの申出については、調査の結果、下記のとおり助言等を行うこととしましたので、港区男女平等参画条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知(します・しました)。

申出の趣旨	
助言等の趣旨	
助言等の内容	
苦情処理委員	

第7号様式(第10条関係)

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

調査結果報告書

(あて先)港区長

男女平等参画苦情処理委員

年 月 日付けの苦情等の申出について、港区男女平等参画条例施行規則第10条第1項の規定により報告します。

調査経過	
調査結果	
是正の勧告等又は助言等の内容	

第8号様式(第10条関係)

第8号様式(第10条関係)

調査結果等通知書

第 号
年 月 日

様

港区長

年 月 日付けの申出に係る調査が終了したので、港区男女平等参画条例施行規則第10条第2項の規定により、通知します。

申出の趣旨	
調査の結果	
是正の勧告等又は助言等の内容	

第9号様式(第11条関係)

第9号様式(第11条関係)

是正措置報告書

年 月 日

(あて先) 港区長

報告者

年 月 日付け第 号により通知のあった是正の勧告等について、是正措置の状況を報告します。

勧告等の趣旨	
措置の状況及び内容	

港区みなとマリアーージュ制度に関する要綱

令和2年3月31日
31港総権第1418号

(趣旨)

第1条 この要綱は、港区男女平等参画条例施行規則（平成16年港区規則第13号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、みなとマリアーージュ制度（以下「制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(制度の利用対象者の要件)

第2条 制度を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する二人の者とする。

(1) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が区内に住所を有すること。

イ 双方のうちいずれか一方が区内に住所を有すること。

ウ 双方が1か月以内に区内へ転入を予定していること。

(2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。

(3) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。

(4) 他の者と現に制度（他の地方自治体のパートナーシップ制度その他これに類する制度を含む。）を利用していないこと。

(制度の利用方法)

第3条 制度を利用しようとする者は、次のいずれかにより、互いに契約を交わすものとする。

(1) パートナー契約書（公正証書）

(2) パートナー契約書（私製）

2 前項の契約書に記載する項目は、別表のとおりとする。

3 制度を利用し、規則第2条の2に規定するみなとマリアーージュカードの交付を受けようとする者は、みなとマリアーージュカード交付申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

(1) 第1項第1号のパートナー契約書（公正証書）又は公証人の認証を受けた同項第2号のパートナー契約書（私製）

(2) 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書（外国籍の場合は、独身証明書又はこれに相当する書類（外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。）。これらの取得ができないと区長が判断する場合は、宣誓書（第2号様式）

(3) 住民票の写し（個人）

(4) 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたものの場合1点。本人の顔写真が貼付されていないものの場合2点）

4 みなとマリアーージュカードに表示される氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の表示を希望するときは、みなとマリアーージュ

カード交付申込書に戸籍上の氏名と通称名を併記するものとする。

(みなとマリアージュカードの交付)

第4条 区長は、前条の規定によりみなとマリアージュカードの交付申込みがあった場合、当該交付申込みをした者（以下「申込者」という。）が要件を満たしているとき、申込者に対し、みなとマリアージュカードを交付するものとする。

2 区長は、申込者が前条第4項の規定により通称名の表示を希望するときは、みなとマリアージュカードに表示する氏名について、当該通称名を表示することができる。

(みなとマリアージュカードの再交付)

第5条 前条第1項の規定によりみなとマリアージュカードの交付を受けた者が、当該みなとマリアージュカードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、区長に対し、みなとマリアージュカード再交付申込書（第3号様式）を提出することにより、みなとマリアージュカードの再交付を受けることができる。

2 区長は、前項の規定によりみなとマリアージュカード再交付申込書の提出を受けたときは、みなとマリアージュカードを再交付するものとする。

(みなとマリアージュカードの返還)

第6条 みなとマリアージュカードの交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、みなとマリアージュカード返還届（第4号様式）とともに、みなとマリアージュカードを区長に返還しなければならない。

(1) 第3条第1項による契約を解消したとき。

(2) 双方が港区から転出したとき。

(3) 一方又は双方が婚姻をしたとき。

(4) 前3号のほか、区長が返還が必要と判断したとき。

(みなとマリアージュカード交付済書の交付)

第7条 みなとマリアージュカードの交付を受けた者は、区長に対し、みなとマリアージュカード交付済書交付申込書（第5号様式）を提出することにより、みなとマリアージュカード交付済書の交付を受けることができる。

2 区長は、前項の規定によりみなとマリアージュカード交付済書交付申込書の提出を受けたときは、みなとマリアージュカード交付済書（第6号様式）を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

契約書の記載項目	必須項目
①相互の関係の確認及び誓約	※
②婚姻等の禁止	※
③同居、協力及び扶助の義務	※
④共同生活費用の分担	

⑤日常家事債務に関する責任	※
⑥療養看護に関する委任等	※
⑦当事者間における財産の帰属	※
⑧判断能力低下時の療養看護	※
⑨養子縁組	
⑩子の教育監護	
⑪死後事務の委任等	※
⑫死亡による契約の終了	※
⑬合意による契約解除	※
⑭合意によらない契約解除	※
⑮解除の効力	
⑯未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	
⑰契約解消時の財産分与	※
⑱解釈の指針及び協議事項	
⑲その他必要な事項	

※必須項目の記載内容は、区が別に示す契約書（標準様式）に従うこと。

様式

みなとマリアージュカード交付申込書（第1号様式）

宣誓書（第2号様式）

みなとマリアージュカード再交付申込書（第3号様式）

みなとマリアージュカード返還届（第4号様式）

みなとマリアージュカード交付済書交付申込書（第5号様式）

みなとマリアージュカード交付済書（第6号様式）